

第百九十回国
参議院内閣委員会會議録第十七号

平成二十八年五月二十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十九日

辞任

櫻井 充君

補欠選任

藤本 祐司君

五月二十日

辞任

山田 修路君

補欠選任

世耕 弘成君

辰巳孝太郎君

五月二十四日

辞任

世耕 弘成君

補欠選任

豊田 俊郎君

牧山ひろえ君

五月二十五日

辞任

豊田 俊郎君

補欠選任

世耕 弘成君

石橋 通宏君

藤本 祐司君

補欠選任

田城 郁君

五月二十六日

辞任

世耕 弘成君

補欠選任

山下 雄平君

田城 郁君

藤本 祐司君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

神本美恵子君

井上 義行君

上月 良祐君

相原久美子君

山下 芳生君

石井 準一君

岡田 広君

国務大臣

副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

文部科学大臣政務官

農林水産大臣政務官

経済産業大臣政務官

国土交通大臣政務官

岸 宏一君

酒井 庸行君

山東 昭子君

二之湯武史君

福岡 資麿君

山下 雄平君

風間 直樹君

田城 郁君

藤本 祐司君

牧山ひろえ君

山本 香苗君

山口 克彦君

山田 太郎君

山本 太郎君

石破 茂君

福岡 資麿君

義家 弘介君

竹内 譲君

とかしきなおみ君

齋藤 健君

牧島かれん君

酒井 庸行君

豊田真由子君

佐藤 英道君

星野 剛士君

宮内 秀樹君

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府政策統括官

内閣府地方創生推進事務局局長

公正取引委員会事務局総局経済取引局取引部長

個人情報保護委員会事務局局長

法務大臣官房審議官

文部科学大臣官房総括審議官

厚生労働大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産省農村振興局農村政策部長

国土交通省自動車局長

藤田 昌三君

森本 浩一君

佐々木 基君

原 敏弘君

其田 真理君

佐々木聖子君

佐野 太君

森 和彦君

吉本 明子君

山北 幸泰君

三浦 正充君

藤井 直樹君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(神本美恵子君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日までに、櫻井充さん、辰巳孝太郎さん及び

山田修路さんが委員を辞任され、その補欠として田城郁さん、山下芳生さん及び山下雄平さんが選任されました。

○委員長(神本美恵子君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(神本美恵子君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に山下芳生さんを指名いたします。

○委員長(神本美恵子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣府政策統括官森本浩一さん外十名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(神本美恵子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(神本美恵子君) 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○上月良祐君 自由民主党、茨城県の上月でございます。

先週に続きまして質疑をさせていただきたいと思ひます。

本日は、先週、総論の部分をいろいろ聞かせていただきましたので、大臣には大変申し訳ありませんけれども、今日は農水と国交省の方に聞かせていただきたいと思ひますので、もしどうしても御答弁がしたいというときは、手を挙げていただければ私の方は喜んであれさせていただけますが、済みません、座っておいていただくということで、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、前回、最初の一問だけの途中みただけで、最初に齋藤副大臣に、改めて御意見といひますか見解を聞かせていただきたいと思ひます。

農産物の輸出というのは、これからの日本のある意味成長戦略の大変重要な鍵だと思っております。そういう意味で、大いに促進していかなければいけないということなわけでございますけれども、企業による農地所有が認められた場合に、もし外国の資本がその土地を取得してしまうみたいなことになってしまつて、その外国へ作つたものを全部持つていつてしまふ、それは形としては輸出という形になってしまうんだと思ふんですが、そういうことになってしまふと、日本人が決められないということでしょうか、になつてしまふのは大変まいと思ふ。恐らくは問題意識は共有されていふんじやないかなと思ふんですが、先日報道に、新聞に、もう土地や建物単位ではなくて集落単位で、どうも北海道のようでございますが、買取のような例があるようだというようなことを報じた記事もございまして。

そういう意味で、そこは慎重に対応していかなければいけないところだと思ふんですが、ここにつきましてどんなお考えか、お答えしにくいようなことはあるかもしれませんが、答えられる範囲で結構でございます。ちよつと御見解をお願いいたします。

○副大臣(齋藤健君) 上月委員の問題意識は共有

をしているところでありますけれども、現行法について少しだけお話をさせていただきまふと、我が国において法人が農地を所有するためには、農業委員会の許可が当然必要になります。そして、農地法上、その要件といたしましては、取得する農地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うこと、これは農地法第三條第二項第一号で決まつておりますが、それから、農業者の議決権比率が過半数であること等の農地所有適格法人の要件を満たすこと等がこの農地法上定められておりまして、これら全てを満たすと認められる場合に限り所有が許可されるということになっております。

また、今回の国家戦略特区における特例を用いて農地の所有権を取得する場合、この場合におきましても、法人は今申し上げた農地法第三條第二項第一号の要件を満たす必要がございます。取得する農地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる場合に限るといふ、この要件は必要とされております。

さらに、今回の特例におきましても、これまでのリース方式による参入の場合と同様に、地域の適切な役割分担の下で継続的、安定的に農業経営を行うこと、それから、農業に常時従事する役員等を一人以上置くことという要件がリース方式と同様に課すこととされておりますので、したがつて、その地域とのつながりを持つて農業を営めないう法人は農地所有ができないという、現行法上そういうことになっておりますので、外国資本がそういう土地と関係なく農地を所有するということとは、基本的に現行法上困難ではないかというふうに理解をいたしております。

いづれにいたしましても、本件、重要な問題ですので、先生と問題意識をシェアしながら、注視は続けていきたいと思つております。

○上月良祐君 更にその先のことについては、ちよつと何問か後に今度またお聞きしたいと思つております。

私、この問題が大変重要かなと思つております

のは、過疎に悩む市町村も多うございまして、耕作放棄地にもたくさん市町村が悩んでいる中では、市町村の目線で見ますと、耕作放棄地みたいなところを例えば買つてくれる、そしてそこで耕作をしてくれる、そこで、見た目、輸出をするような耕作物をちゃんと作つてくれる、そして輸出というふうな数字も上がる、幾ばくかの恐らく地方税も払つてくれるというようなことになるんだと思ひます。そういう意味では、市町村目線で見るとそれなりにハッピーな感じに見えちゃうことがあるかもしれないと思つております。

しかし、それが、何というんでしようか、どこかの市町村だけだったら、限局されていればいいんですけれども、それがもし一般制度みたいになつたときには、全国でそういうふうになんかことが起こつてしまつたときには、各市町村、ミクロではそれなりにハッピーに見えちゃつていふかもしれないけれども、日本国としては大変不幸なことが起こるといふことになるのかと思つておりますので、これは、地方自治体の目線も重要なんです、やはり国という目線できちんと規制をしていくべきだ、考えていくべきだと思つておりますので、そういう意味で、是非問題意識を共有させていただきながら、検討していただきたいと思ひます。

今回の仕組み、買戻しの仕組みが入つております。それ、いろいろよく考えてくださったと思つていふんですが、買戻しの具体的な要件、条件というんでしようか、耕作放棄といふんですか、農地の荒廃等の条件とかがかなり自治体任せになつてかとかといったことがかなり自治体任せになつていふような形になつていふような気がします。

もちろん、自治体の熱意というのはこの手の特区をやる場合に大変重要だと思つておるんですが、国家戦略特区ですからやっぱり国が前に出てきていただくということも大変重要だと思つてきておりまして、特に、県はまだいいんですけれども、市町村ぐらいになりますと、法務部門がしつ

かりしているというのは、なかなかこれは難しゅうございます。なので、そういう意味で国のサポートというのが、国家戦略特区でこういうことをやりたいということに關しての熱意や仕組みや、それは市町村で頑張つていただくとしても、そのところは的確にやつぱりサポートをいただきたいと思つております。

有償ボランティア輸送の方に関しては、今もう既に制度がありますけれども、これは国交省からかなり細かな、通知というんでしようか、ガイドラインというんでしようか、そういうものが出ておりまして、そういったものを見て、是非とも同じようにきちんと御指導いただきたいというふうに考えておりますが、このところは、これは、政府参考人の、齋藤副大臣でも結構でございます、よろしく願ひします。

○副大臣(齋藤健君) 地方公共団体の買戻しについて御質問ございましたけれども、現在、これ委員御案内だと思ひますが、農地法上は、農地について農業委員会が年一回全ての農地を対象に利用状況調査を行つて、遊休農地となつていないかどうか確認することなどもやつております。

このために、今回の特例で企業が農地について所有をした場合についても農業委員会が同じ基準で確認をすることになっておりまして、遊休農地に該当するかと判断された場合には、農業委員会はこの地方公共団体に対して農地を適正に利用してないという旨の通知をするということになつております。この通知が行われると、今委員御案内のように、契約に基づきまして当該企業から地方公共団体に農地の所有権が移転するということになつてくるんだらうと思ひます。

その際、対価及び原状回復責任あるいはその原状回復の費用負担につきましては当該地方公共団体と企業の間であらかじめ契約書に定めておくべきであると考えておりまして、その点は地方公共団体に責任を持つて判断をしていつていただきたいと考えております。

今回の特区の特例は、地方公共団体が責任を

持つて取り組むことを前提に強い要望がありました。持たせているわけでありまして、地方公共団体には自らの財政その他への影響も当然考慮に入れた責任を持つて適切に運用していただけるものと考えておりますけれども、私どももいたしまして、その運用に当たっては、試験的にやるものから、十分注視をして、御懸念のないように対処してまいりたいと思っております。

○上月良祐君 農水省さんのお立場と内閣府のお立場と微妙に違うところがあるのかなと答弁を聞きながら感じておったところであります。もちろん、自治体がいかに責任を持つてやるということとは前提です。その上で、一生懸命やっても、やっぱりちよつとどうしても、全国目線もどうしても足りなくなってしまうし、法務の部分などもありますから、きちんとそこは御指導いただいた上で、適切な判断のタイミングとかも細かく、試験的な運用がうまくいくようにしっかりとそこは目を付けていただきたいと思っております。

今回の特区は耕作放棄地といったようなところがあるような場合に限っておるんですが、私、今ちよつと農業のコスト削減などについて党のPTで主査をやつて取り組んでおるんですけども、だんだん確信的に思っておりますのが、やはり農業という世界にいろんな種類の方々が、企業も含めて、法人形態じゃない人も法人の人も含めていろんな方々が入つてきてもらふべきだ、ベンチャーももちろんそうです、コマツさんのように既存企業でありますけれども新しい形で農業に加わつていくというふうな形の方、そういう方々がたくさん、いろんな種類の方が入つてきていただくと、そういうふうになつていかないと、自律的にコストが下がっていくにはなかなかならないんじゃないかということをお強く感じております。

そういう意味で、企業の参入というの、農地を所有すべきかどうかというのはまだもう一歩先ですけれども、特区では私はやるべきだと思つて

賛成いたしておりますけれども、というふうに思つておりまして、そういう意味で、企業が、じゃ、どういったところに参入したいのかというと、農業競争力が強いところにこそ本来であれば企業の参入を認めるべきじゃないかと、そこで実験すべきじゃないかという思いもあるんですね。

実は地元でもそういうニーズがなくなっているんです。サツマイモは今もう幾ら作つても足りないんです。安定的に、企業の方にちゃんと入つて加工につなげるように安定的な収量を確保したいという意味では企業が自らやりたいと、最終的には土地をもつて所有してでもというような感じすらあるところがあります。なので、本当はそういうところでも試験が必要なのかなという気もするんですが、これは今日はもう質問しないことにします。で、ちよつと頭の隅に置いておいていただきたいと思つております。

そういうことを考えた場合にやはり大変心配するの、もちろん一般制度にはなつていませんからそこまで心配し過ぎなのかもしれないけれども、乱暴な議論にならないようにしていただきたいと思つておるんですが、先ほど齋藤副大臣が御答弁になられたようなことはよく私も分かつております。しかし、逆に言うと、これはこの前の連合審査のときにも御質問があつたんですが、自民党の中泉先生が質問されて、その地域のコーディネート要件とかを、じゃ、クリアすればちよつと外国資本でも買えちゃうということになるんだかねということがあつたんですね。

僕もそこをちよつと危惧してまして、ちよつとそこは審議官に技術的にいいますか事務的なお答えをいただきたんですが、例えば企業買収の場合とかは、最初から入つてくるときはチェックしやすいんですが、最初に日本企業が買収した、その企業の株主さんまで、どこまでチェックするのか分かりませんが、外国資本が入つてしまつた、それで企業買収という形になつちやいしまつた、そこが地域のコーディネート要件とかをしつ

かり満たしてやっています、しかし、それを全部その国に輸出していますみたいなことというのが防げるのかなというところは大変心配しているんですが、その辺りはどんな形でございますか。

○政府参考人(山北幸泰君) 今回の国家戦略特区におきます農地所有の特例につきましては、申し上げておりますように、企業が地方公共団体から所有権を取得する場合に限定をしております。また、企業が農地を適正に利用していない場合には、農地の所有権を企業から当該地方公共団体に移転する旨の書面契約を企業と地方公共団体との間で締結していることを要件としていただいております。

仮に企業買収ということでございますけれども、これまでのリース方式による参入の場合と同様に、農地法上の直接の規制はないところでございますが、仮に買収された後に農地を適正に利用していない場合、あるいは周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているような場合、あるいは地域の適切な役割分担の下で継続的、安定的な農業経営が行われていない場合、あるいは農業に従事する役員等が置かれていない場合には、農業委員会から地方公共団体に通知をするということに、特区法の十八条の第六項でございますが、そういった通知ということの制度にしております。企業から地方公共団体にそういった通知がされた場合には、企業から地方公共団体に農地の所有権が移転されるというふうになつていくところでございます。

したがしまして、参入企業が外国資本に買収され地域とのつながりを持つて農業経営を営めなくなつた場合には地方公共団体が農地の所有権を取り戻せると、そういった仕組みにしております。で、実態上の問題は無いものと考えているところでございます。

○上月良祐君 それをクリアした場合どうかと僕は聞いています。それはあり得るでしょう。そこで作つたものを全部海外に出してしまつたら、地域のコーディネート要件をクリアしてい

ないというんだつたらできなくなりますよ。しかし、それでも九五％輸出することだってできますよ、五％は地域だつて。そこがちよつと心配なんです。なので、例えば日本の会社もその農地を買える、相互主義ですね、しかもその農地を買い、そういうときに、相互主義的に何か認めるというふうなことがあつていいのかどうかちよつとよく分からないんですけど、そういうことがなしに一方的に買われるということになると大変良くないんじゃないかと思うんですね。

今おつちやつたような、多分、答弁されていて、答弁が足りないことは分かつて答弁されているんだと思うので、もうそれ以上詰めても多分答弁ないことも僕分かつているのでそれ以上言いませんけれども、しかし、今回は特区ですよ、しかも養父市ということですから、みんなが目を付けて衆人環視の下で見ている。だから、そこで変なこととは起こらないと思つています。だから僕は賛成しているんですけども、そこから先のことに、この五年間何もないからといって乱暴に一般制度化したくない議論は、これはもう齋藤副大臣がお許しにならないと思つていただきたことには絶対ならないようにしていただきたことと思つております。そういうことをもし計画してやろうと思つていられるところは五年間は黙っていますよ、ずつと何も起こらないように。五年間が終わつて、その企業が所有し続けたままになるわけですよ。そうしたときに、その後どうなるのかということが私は心配なんです。

特区の事務局というのはテンポラリーな組織でありますし、人事がぐるぐる替わる。農水省のようになつて見ているわけではないわけですよ。まあチャレンジする方ですから、それはそれでいいのかもしれないけれども、でも、農水省はちゃんと農地を守らなさいいけないということなわけですから、その五年間の後、しつかりちゃんとそれをチェックしていただきたと思つています。もちろん、特区本部ももちろんですけれども、今言つたような問題意識をちゃんと共有して

いただいて、そこはきちんとその後も見ていただきたい。

五年が終わった後、こつそり何か外国企業が買収してしまいたくないことに、企業買収してしましたくないことになっているということになる。と非常にまずいし、五年間何もなければ一般制度化したくない乱暴な議論は絶対に困るので、そこはちよつと齋藤副大臣にお答えいただきたいと思っています。

○副大臣(齋藤健君) 今、上月委員おっしゃいましたように、この五年間の中で我々いろんなことを検証しなくちゃいけないと思っておりますし、次にその五年が経過した後、これ本当にどうするかという議論をするときには、今言つた御指摘の点は十分考慮しなくちゃいけないと思っております。

ただ、今例えば、先の話になるかもしれませんが、外国の資本が日本の農地を買つて、それでみんなと仲よくやつて、それで農地を維持して、それで輸出もするというところについてどう判断するかというの、農地を荒らしたり調和を乱したりしたらいろいろあるかと思ひますけれども、そうじゃない場合についてどう判断をするかというの、これは相当突っ込んだ議論が必要なのではないかと考えておりますが、いずれにしても、随分先の話であらうかなと思つております。

○上月良祐君 随分先の話とおっしゃらずに、是非よく考えておいていただきたいと思ひます。

過去の特区のやはり反省をきちんと踏まえることが必要なんだと思ひます。企業の活力は大いに使うべきだと思ひますけれども、やはりこの前の、前回の連合審査じゃないこの審査であつたときも企業立の学校の話がありました。これはやつぱり素直に反省するところは反省しないといけないと思ひます。そして、やつぱり余りに性善説に立ち過ぎてはいけないということも一つやつぱり頭に置いて制度を仕組まないといけないというふうにしておりますし、またそのときの、何というふうでしよう、世論というのか、何となく世

間の雰囲気、その勢いだけで決めちゃ絶対駄目だと思つております。何でもこれ許可しないんだと、こういう規制緩和しないんだって言われてやつて、何か問題があつたら、何でも規制緩和したんだつてまた怒られるんですよ。なので、やつぱり役所はきちつと軸を持つて、食料安全保障であるとか、この前以来議論をしておりますけれども、安全の問題ですね、そういった問題についてはきちんとかやつぱり信念を持つてお答えをいただきたいということをこれは改めてお願いをして、次に、公共空白のこのボランテニア輸送のところにちよつと話を移したいと思ひます。

前回ちよつと質問できなかった点を二つほど聞かせてください。

従来からある公共空白のボランテニア輸送のところと違つて、今回は英語をしゃべる人が乗つてきたり、あるいは観光案内とかをしなきゃいけないか、あるいは少しちよつと高度になると思うんですけども、要件、そこは変わつていないんです。が、それで大丈夫なのかということ、万が一の事故に備えて、乗られる外国人の方に、これは普通のタクシーと違うんですよということをあらかじめちよつとお知らせをしておくというふうなことは何か仕組みとして必要なんじゃないかと思ひます。その辺りはどんなふうにお考えでしょうか。

○政府参考人(藤井直樹君) お答えいたします。

現行の自家用有償旅客運送制度の下では、運転手は第二種運転免許の保有又は第一種の運転免許を保有した上で国土交通大臣が認定した講習を修了することが求められております。一方、現行の自家用有償旅客運送は地域住民の輸送というものを主な対象としておりますけれども、今回の特区における対象措置におきましては、これは訪日外国人を始めたという観点から主に対象としていると、そういった違いがあるところでございます。この違いを踏まえまして、今回の特例措置により認められる運送においては、先ほども申し上げました大臣認定講習の内容を拡充する必要があると

考えております。その具体的な内容につきましては今後検討してまいりたいということでございまして。

さらに、利用者に対する情報提供についての御質問がございました。

現行の自家用有償旅客運送制度におきましては、車両に運送者の名称、あるいは有償運送車両であるというこの文字の表示、あるいは登録番号、こういった標準を見やすいように表示せよというところが省令で定められてるところでございまして。

今回の特例措置においても同様の措置をとることになるわけでございしますが、その際、対象が訪日外国人を始めとした観光客であるということも踏まえまして、そういった利用者に対して必要な情報が伝達されるように、表示の内容、方法については検討する必要があるというふうなことを考えているところでございます。そういった情報につきましては、利用者を始めとしまして、さらには市町村、観光の関係者、そういった方々からもしっかりと周知徹底を図つてまいりたいと考えているところでございます。

○上月良祐君 ありがとうございます。そこは講習の内容も拡充されるということなので、しっかりとやっていただきたいと思います。

それに、安全の問題に関しまして、先日来いいますか、昨年来議論をさせていただいておりますが、昨年来議論をさせていたというところ、その案が示されております。この前の私の質問の後でございまして、その内容も詳しく見させて、詳しくといいますか、自分なりに一生懸命見させていたいただきました。

二十三日の参議院の決算委員会でも警告決議もされたわけですが、本会議でも議決されて、そこは本当に重たく受け止めていただきたいと改めて申し上げたいと思ひます。

今回、参入規制、再参入の規制でもありますが、事業者が安全投資計画や収支の見積書の作成を義務付けるということで考えていらつしやると

いうふう聞いております。残念ながら、台数の規制であるとか車齢の規制であるとか、それは明確な形でストリートには入つてはおりませんが、私は、この安全の、安全投資計画とか収支の見積書のところをどうチェックするかによつて意味が変わつてくるんだと思ひます。これをしっかりとチェックしていただければ、同じ結局効果があるというふうにしていただければ、例えば、本当に五台とかという台数で運行管理者をきちつと、今回数も増えておりますが、きちんと張つて、そして深夜、遠距離、観光、そういったことで対応するというのは、どう考えてもペイしないですね。

そういったものをどういうふうの中でチェックされているのか。そういうものがこの基準でちゃんと駄目だと、こんな計画では駄目だと。台数少ないから悪いとは言ひませんよ。台数少ないけれども、こういう営業形態だったら、これならはいのかなりというのがあると思ひます。しかし、台数が少なくてずっとそんなことをやるというところ、それがペイするわけがないので、そのところをどうチェックされて、きちんとはじけるのか、それをやるかどうかで意味が大いに変わつてくると思ひます。このところを御答弁いただきたいと思ひます。

○大臣政務官(宮内秀樹君) お答えをさせていただきます。

上月委員からは度重なる御質問をいただいております。ありがとうございます。まさに安全を確保するためということで大切な議論をしている途中だというふうに、厳しく受け止めております。

御指摘のありました五月の二十日に開催されました第九回の軽井沢スキーバス事故対策委員会におきまして、貸切りバス事業の許可についての更新制を導入すると、そしてまた、事業参入時及び許可更新時における安全性チェックを強化するた

ただいたところでございます。

この見直しの方向性の背景にある基本的な考え方を二点申し上げさせていただきますと思います。

まず一つ目。安全投資計画及び収支見積書についてでございますけれども、運行管理や車両整備、運転者の実技訓練等、貸切りバスの運行の安全を確保するために必要な措置を会社の規模や保有する車両の状況に応じて適正に実施することができるとかということをチェックするものでありまして、まさに委員御指摘の点でございます。

そのような措置を講ずることができないと認められる場合には事業への参入や事業の継続を認めないこととすると、で、貸切りバスの運行の安全性を継続的に確保しようとするものでございます。

夜間、長距離の運行を行う事業者は、五台程度では採算が合わないのは明らかであるというような御指摘がございますけれども、以上申し上げた安全投資計画等によるチェックを行う中で、適切な安全投資を行いつつ継続的な事業執行が可能かどうかについて個別具体的に判断していくべきというふうに考えておる次第でございます。

また、継続的な事業執行能力の有無を判断するためには、収支が費用を賄うことができるかについてチェックする必要があることから、営業収入が不十分な場合には他事業による収入も含めた確認が必要になる場合があるというふうに認識をしております。現在、貸切りバス事業者に対しましては、毎年、事業報告書の提出を求めています。報告を求めているところでございます。

今後、当該報告書について必要な見直し等を行うことにより、安全に必要なコストを支払った上で継続的に事業執行が可能かどうかについてしっかりと確認してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○上月良祐君 今御答弁いただいたのは完璧な答弁なんですけれども、私は大変心配もしているん

です。

他事業の収入のところは本当にチェックできるのかというのは、特に新規参入でそんなことが書いてあったって信じられませんから。通帳を見るみたいな話がありましたけれども、通帳を見るのが一番危ないので、そのときだけ通帳にお金が入っていたからオーケーという、そんなことでは困るんですね。

私が大変危惧しているのはこういうことです。やっぱり事故とか起こさずに、その資料でチェックしてはじく、駄目だと言うのは、特に更新のときは難しいような気がするんです。ところが、はじけなくて、駄目だと、これは駄目ですというふうに言って断れなくて認めちゃった、国交省が。その上で、認めちゃった上に、その直後に事故を起こしたみたいなときに、国交省は一体何をチェックしていたんだということになるわけですよ。

だって、一般の監査をやって、国交省の一般の監査をやって、現場に行つたてイーエスピーの状況が見抜けなかったわけじゃないですか、特別監査入るまでは。特別監査入つたらみんなバツ、バツ、バツとなっちゃったけど、一般の監査では見抜けなかった。それが、出てきた書類を見て、そこまで悪いというのが本当に見抜けるのかどうかというのが私はポイントだと思っているんです。それを分からなくて通しちゃって、その後、事故起こりましたと、一体この制度は何だったんだということになるわけですよ。

なので、そこところは、それが問題になったときには政務官も替わって、いらつしやらない、例えば局長もいらつしやらないと。前の人たちのときの枠組みですと言つてその人たちが、次の人たちがまた説明をするということになつては、もうなるんじゃないかと大変危惧しているんですよ。だから、そうならないように、これは本当、せっかく入れたんですから、是非厳しくやってください。

でなければ、違法意識がない業者の人たちがい

らつしやるんでしよう、たくさん。この前も、五月十日に酒気帯びをやつて事故を起こしていた方がいらつしやいますから。そういう人たちは、どうも今回の、今度の再更新制度というのはとんでもなく厳しいみたいだぞというふうに思われると向こうもちゃんと対応してくれると思うんですが、何だ、そんなの再更新して入つたて結局数字だけだ、適当に数字作ればいいんだなんて思われたら、その後、また事故起こりますよ。僕は本当にこのことをくれぐれも、もう去年からずっとこれは言っているんで、これじゃ本当にどうかと思うところ、やり方次第でこれは意味が変わってくると思いますから、そこは本当にくれぐれもお願いしたいと思っています。

そして、結局、バス協にも入っていないような、二千三百にまで増えてしまった、規制緩和で入って、増えてしまったその人たちがどういうふうな監査、監督できるのかというのが結局ポイントなんです。幾らルールを厳しくして要件を厳しくしても、守っているかどうかチェックできないんだつたら、みんな守っていないかもしれないじゃないですか。だって、これだけのさく言われて問題になっているのに酒気帯び運転です、朝のアルコールチェックもやっていなかったわけでしょう。だとしたら、要するにチェックできていないわけですよ。だから、今回厳しくしたって、それがチェックできなきゃ意味がない。しかも、一般の監査が入つたて見抜けなかったんですから。

民間の力を借りて監査の仕組みを入れるなんていったって、本当に大丈夫なんですとかいうところについて、今度新たに入る仕組みについて、これは局長で結構ですから、どちらでも、局長で結構ですから、そこは御答弁いただきたいと思っています。

○政府参考人(藤井直樹君) 答えたいします。今委員の御指摘になりました、新しい制度を入れてもまさにペーパーワークになつては何の意味もない、しっかりと実効性のあるチェックをすべ

きと、非常に重要な御指摘であるというふうに受け止めているところでございます。

先ほど政務官の方から申し上げました今回の新しい制度、これは参入時のチェック、あるいは更新制というのを新しく入れまして、そういった事業参入あるいは継続するときのチェックでありますけれども、それに加えて、私ども定常的な監査を行っております。この監査の実効性の向上というものにつきましても、今回の検討会におきまして、あの軽井沢の事故を踏まえて大きな課題であると思っております。

これにつきましては、一月以降の検討の中で、三月二十九日に中間報告をまとめましたけれども、その中で監査の実効性強化についての方向性も併せて出しているところでありますけれども、基本的に、中身を充実させる、しっかりと是正というのを早くやらせる、そのためには体制の問題もありますので、国は、当然重点的に問題がある先ほど委員が御指摘になったような事業者をしつかり回り、問題があればまさに退出も辞さずという態度で臨むということでありまして、そこに至るまでの過程において、民間の活力もしっかりと使った形でバス事業者全体に対してしっかりとそのチェックの目を講じる、こういったことを進めていきたいと思っております。

バスにおきましては、後ろに四十人、五十人のお客さんが乗っておられるということで、そういった方々に事故が起こったときにどういうことになるかということは、あの一月の十五日の事故におきまして、非常に改めてこの重みというのを私どもかみしめているところでございます。

委員の御指摘、大変重く受け止めておりますので、しっかりと今申し上げましたような参入時のチェックあるいは参入した後のチェック、全て含めまして、事故が二度と起こらないように対策を万全に取ってまいりたいと思っております。

○上月良祐君 バス協に入っている人たちの監査

というんですか、監督は、それはバス協の方に責任持ってやってくればいいと思うんですよ。しかし、バス協の人たちは、自分たちの数よりも多い、入っていない、規制緩和で入ってこられた方々がたくさんいるわけで、それまで全部面倒見ると言われたってできませんよ、そんなことは。そこに新しい民間の監査の活用をした監査の仕組みをつくるということですから、それはきちっと切り離して、ちゃんと責任持ってやってもらいたいというふうに思います。

しかも、例えば、その人たちのコスト、僕は、それは国の規制緩和の結果なんだから国がちゃんとコストを払って、監査の拡大版みたいにして国のコストでやるべきだと言ったけれども、全部その二千三百の方々の会費というか負担金でやるというふうになっていますよ。それは新たな義務だからしょうがないということかもしれないけど、税だって、どんなに権限がある税だってなかなか徴収率を上げるというのは難しいんですよ。違法意識がない方々から負担金を取るなんというのとは本当に大変なことだと思うんです。それもしつかり国がサポートをしてバックアップをして、立ち上げ、人材の確保、そういうところはしつかりやってください。そんなことを全部民間に押し付けるような形にならないように是非本当にしたいと、もうこれは強く要望したいというふうに思います。

あと、もう時間がありませんから、運行管理者のことをちょっと聞かせてください。

運行管理者って何か、調べれば調べるほど何か私、分からなくなってきた、常勤でもないし、三回に二回は補助者がやっていいしみたいなことになっていくんです。今回、一人が二人にベースが増やされるということで、非常に結構なことだと思います。ちゃんと運行管理ができるような体制で運行管理をやっていたらいいと思うんですけども、これ、名義貸しの問題というのがよく言われているんですね。これは、火のないところに煙は立たないんだと思うんですよ。ところが、

火があるのかどうかのチェックすら今はシステムがないから分からない、地方の運輸局を超えてしまつと恐らく全くチェックもできてないんだと思うんです。

ここはきちんと、せいぜい路線も合わせたって二万数千人というんだから、僕のパソコンでも作れちゃうようなファイルなんだから、そんなことはちゃんとデータベースを作って登録番号ではつきり分かるわけですから、名義貸しみたいなことがないようにきちんとチェックをしていただきたいと思うんですが、ここはいかがでしょうか。

○大臣政務官(宮内秀樹君) お答えをいたします。

運行管理は、点呼の実施を始めまして、輸送の安全を確保するために必要な措置について責任を担うことから、御指摘のとおり、名義貸しはあつてはならないと、当然でございますが、考えております。

運行管理者の選任につきましては、営業所ごとに行いまして、運輸支局に届け出ることが道路運送法上義務付けられております。国土交通省は、この届出に基づきまして、運送事業者監査総合情報システムという一元化のシステムにおきまして運輸局管内の運行管理者の選任状況を一括管理をしております。異なる事業者間で同一の運行管理者を二重に選任する形の名義貸しが発生しないよう、このシステムによってしつかりチェックをしているところでございます。

また一方、実態のない管理者による二重選任の形を取らない名義貸しにつきましてはこのシステムではチェックできないということでございまして、しつかりとした監査が必要であるということとでございます。

この監査におきましては、運行管理者を直接現場に呼んで本人に確認をしたりとか、給与の実態の資料をしつかり確認するというようなことによつて対応したいというふうに思っております。しつかりと確認を監査においてやっていくというふうに思っております。

運行管理者の勤務実態がないことが発覚した場合には、道路運送法に基づきまして、事業者に対して行政処分を科すとともに、当該運行管理者に對して資格者証の返納命令を行うなど、厳正に対処するということとしたいと思っております。

○上月良祐君 厳正に対処してください。真面目にやっている人はきちんと守っていただきたいし、真面目にやっていない人は、違法意識のない人はきちんとやらないとまたあんな事故が起こつてしまつということになりますから、くれぐれもお願ひしたいと思います。今回は質問しませんが、運行管理者の話はまた別の委員会かもしれないんですが、ちよつと集中的に議論をさせてもらいたいと思います。

それと、ランドオペレーターの話、これは質問しませんが、今回、法の網を掛けるということで、外国人のランドオペレーターが何かもう九〇％以上のインバンドをやっているんじゃないかと聞きました、どこかの国の分についてはですね。そこは、その方々というのは、日本の法律知りませんから、自分たちの国のやり方だと思つてやつてしまつて、この値段で、この労働時間というのになつてしまつていくわけですから、ここは厳しく、やつぱりきちんと日本の法律を守つていただけるように法律を作つていただきたいと思っております。

それから、総務省が今回また行政評価、行政監視するということで聞いております。今日は総務省はお呼びしていませんけれども、二十二年にきちつと彼らはやつて報告をしている。しかし、それを国交省がきちんとやらねば、そして二十四年に関越の高速バス事故が起こり、さらにまた今年大きな事故が起こつてしまつたわけなんです。

これは総務省にも僕は要望しておきたいと思うんです。この議事録ちゃんと持つていってやつておきますから。行政評価局は評論家じゃないんですから、評価をしたならそれをきちんと各役所にやつてもらつたことをやらなかったからこんなことになつてしまつた。しかし、その前に、

やつぱり国交省が言われていることはちゃんとやつていただかないといけないと思いますので、今年はまだ評価があるということですから、きちんとそれを受け止めてやつていただきたいと思つた。

LCCが大変世界的に伸びています。これ、LCCは座席の間隔を詰めてたくさん乗せたり機内サービスを有料にしているから安いわけですが、安全のところは安全なんです。だから伸びているわけですよ。飛行機はそうなのにバスはそうじゃなくていいということにはならないですよ。バスだつてこんなふうになん十人も亡くなつたりするわけですから、ここはくれぐれもきちんと本當に対応していただきたい。

この問題はこれから引き続ききちんと監視をそれこそ続けさせていきたいと思いますので、宮内政務官に、大臣以下もろんでございませうけれども、くれぐれもきちんと対応していただきますことを心からお願ひをいたしまして、私の質問を、ちよつと早いですけれども、終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○風間直樹君 今日、道路運送法の特例について、私から主として国交省の宮内政務官に質問をいたします。

この委員会では、この特例について様々な委員の皆様から質問が出てまいりました。衆議院の質疑、会議録も全て拝見しました。ですが、いまだにこの特例を設ける意味が私には分かりません。この質疑を聞いていらつた多くの国会議員も腑に落ちていないのだらうと思います。

今日の新聞各紙に、トヨタ自動車車がウーバーと提携をするというニュースが出ています。当初は車両をリースで提供するということが、それから共同でアプリを開発すると、この二点の提携だということなんです。

私、昨日、帰宅してからテレビをつけましたら、たまたまNHKの夜十時のBSのニュースやつていまして、非常に質が高いニュースなので

私好んで見ているんですが、このトヨタの提携の話をキャスターが話していました。このNHKの報道によると、こういう表現をしているんですね。日本でも導入に向けた議論が既に始まっている、まずは過疎地を対象に実証実験をしていきまうと云って、キャスターがにっこりと笑っていました。これが将来的には日本の交通状況、交通政策を大きく変えていく可能性があるという趣旨の報道でした。私は、この報道を見て、初めて今回の特例の意味がこういうところにあるのかなと腑に落ちた気がしました。

そこで、宮内政務官にお尋ねをしたいんですが、今回のこの特例というのは、トヨタ自動車がウーバーと提携をしたように、将来、我が国でいわゆるライドシェアリングを実施していくための環境整備などでしょうか。その点、お尋ねをいたします。

○大臣政務官(宮内秀樹君) お答えをいたしたいと思えます。

昨日のBSニュースを私は見ていないんですけども、そのニュース自体は把握しておりますけれども、いわゆる今回の改正とライドシェアとの問題、今回のその特例の特例措置におけるライドシェアの問題とは全く別物であるというふうに考えております。いわゆるライドシェアは、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としたものでもありまして、今回の国家戦略特区における特例とは全くその形態が異なるものであるというふうに考えております。いわゆるライドシェア問題については、安全の確保、利用者の保護等の観点から多くの問題がありまして、極めて慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

○風間直樹君 そういう答弁をこの委員会でもこれまで政府が繰り返してきたわけですが、このNHKの報道も裏を取らずに報道しているとは思えないんですね。過疎地における実証実験が始まりますということまで言っていますので、恐らく

そういったところに今回の特例のやはり目的の原点があるのかなと感じています。

そこで、二、三ちょっと伺いますが、この国家戦略特区制度では、例えば産業の国際競争力の強化とか国際的な経済活動の拠点の形成というように、国際という言葉がよく付くんです。これは、この国家戦略特区において自家用有償観光旅客等運送事業を実施するために、主たる目的としてあえて外国人観光旅客というふうに明記をしたということでしょうか。

○副大臣(福岡資磨君) 委員御指摘のとおり、今インパウンドの急増等によりまして、全国津々浦々にその効果を広めることが観光立国の推進に大きく寄与するものというふうに期待されるため、あえて外国人観光旅客というふうに明示をしておりますが、これはあくまでも例示でございます。委員御承知のとおり、今回はこれ、日本人観光客とかも除外しているわけではないということでございます。観光客一般の運送を主たる目的として規定されているというふうに御理解をいただければと思います。

○風間直樹君 今週号の日経ヴェリタスという新聞を読みました。これも大変高い質の記事がよく出ているので好んで読んでいます。アベノミクスの通信簿が載っていました。これを見ますと、様々な政府の成長戦略の分野において、特に際立って高い得点をアナリストが与えていたのがこの観光の分野でした。円安が進んだということも背景にありますけれども、来日観光客の数が政府の当初目標にもう迫る勢いだ。

こういった記事を見ますと、やはり海外から日本に観光客に来てもらう、東京を始めとする都市部だけではなくて地方にも足を延ばしてもらう、こういう目的を達成する上で地方の交通の足の利便性をいかに高めていくかというその観点は非常に大事だと思えます。

そういう観点からいうと、今回の特例がもし仮に将来ライドシェアリングのような事業を導入するに当たっての環境整備となるのであれば、この

政府の成長戦略上、観光という分野においては非常に大きな成果を上げるのかもしれないと、私は新聞記事を読んで思いました。

そこで、更にちょっと詳しく伺いますが、今回の特例での主たる目的ですね、実質的な意義が何かということとをちょっと伺いたいんですけれども、宮内政務官、この区域計画を定める国家戦略特別区域協議の場を活用することで、事実上、既存のバス・タクシー事業者それから住民等が参加する運営協議会等の合意を不要とすると、ここに目的の実質的な意義があるのかなと感じていますが、その認識で間違いありませんでしょうか。

○大臣政務官(宮内秀樹君) 今回の特例措置は、生活交通とは異なる観光客の移動ニーズに正面から応えるようにするものであると、先ほどのやり取りのとおりでございますけれども、今回の運営協議会等の合意を不要とするために今回の特例措置を設けたものではないというふうに考えております。なお、今回の特例措置に基づく輸送事業につきましては、市町村、それから当該事業の実施予定者及び既存のバス・タクシー事業者による協議を経た後でなければ国家戦略特区に係る区域決定に定めることができないというふうにしつかりと定めさせていただいております。

○風間直樹君 そうすると、政務官、もう一点お尋ねしますが、今回のこの事業の目的、特例における事業の目的というのは、運営協議会等の合意という手続がない場合でも問題なく支障なく自家用有償旅客運送が実施できるかどうかを検証することにあるのかなと私は思っていたんですが、そうではないということでしょうか。

○大臣政務官(宮内秀樹君) 今回、我々国土交通省といたしましては、特に運営協議会を設けて、そしてその上で関係者がしっかりと協議をして、そして目的を共有して納得してやるということが極めて大切であるというふうに思っております。実態のところは、恐らく市町村がイニシアチブを取って、市町村の政策及びそれに対応するタクシー事業者がいらないという状況の中で丁寧な合意

を取っていただくということが大切だということに思っております。

○風間直樹君 次のお尋ねなんですけれども、宮内政務官、今年の二月十五日付けで内閣府の地方創生推進室が作成した国家戦略特区ワーキンググループからの指摘、確認事項、ここで、自家用有償旅客運送の登録は、地域の既存事業者を意思決定に加えるのではなく、区域協議の判断に基づき実施するものとするということとされておりました。これに対して国交省は、既存事業者を意思決定から排除する仕組みは適切でないと考えたと回答しました。しかし、その後、三月二日に国家戦略特別区域諮問会議が取りまとめた国家戦略特区における追加の規制改革事項等については、決定手続について、法案と同様の内容となっているわけなんです。

この二週間で関係省庁間の調整ができたということだと思えますけれども、何で国交省は考えを変えたんですでしょうか。

○政府参考人(藤井直樹君) お答えいたします。今回の特例措置に基づく輸送事業、先ほど政務官申し上げましたけれども、市町村、当該事業の実施予定者、既存のバス・タクシー事業者による協議を経た後でなければ国家戦略特区に係る区域計画を定めることはできないということにされているところがございます。この協議は、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成、輸送の安全性及び旅客の利便性確保を図る観点から行わなければならないと、これも法文に明記をされているところでございます。

こういった措置は、委員が御指摘になられたその二月十五日、私どもの方で国家戦略特区協議の事務局に提出をした資料にございますけれども、既存事業者を意思決定から排除する仕組みは適切ではないということを意見を申し上げたわけでありまして、まさにその意見を反映した形で今回の法案ができています、そういった理解をしているところでございます。

○風間直樹君 宮内政務官にもう一回お尋ねした

ただ、いろんな御懸念があつて、これで爆発的にインバウンドのインセンティブが高まるというようなふうには考えられないところではあります。が、しかし、実際問題、お客さんが来ようと思つても全く運送手段がないということがたくさん違ふものがございます。

あり、そこはかえって悪循環に陥って、ますますそこが疲弊していくことが起きます。こういうことをやることによって、少なくともお客さんが来ても全く運送手段がないということから

は回避されることだと思っております。

ですから、これが爆発的にインバウンドが増えることになると思いますが、しかし、一つのこときかけになることだけは確かだろう、それでお

お客様が増えていけば運送事業者がそこに参入するという環境も整うかもしれない。まずやってみようということだと私は思います。

○風間直樹君 この質疑を通して、この特例の主

たる目的の事業的意義の確認、それから、この結果次第で全国展開する考えはあるのかどうか等伺いました。

政府の答弁とは違うところでありますので、
 どれぐらいのその効果があるのか、まだ政府が
 おっしゃるこの特例の意義についてはちよつと腑
 に落ちない部分がある、それが正直なところで

ちよつと時間の関係がありますので、同じ成長戦略という意味で、先般政府から提案がありました。スパー虫法に関する件、ちよつとこれ確認のす。

意味でお尋ねをさせていただきます。

ので、その点をお尋ねします。

機構のスーパー独法昇格を事務方が内定されたの

はいつでしょうか。

○政府参考人(森本浩一君) お答え申し上げます。

今委員御指摘の事務方の内定というものが何を指しているのかというのが定かではございませんけれども、仮に物質・材料研究機構を特定国立研究開発法人の候補とすることを含む考え方についての案を固めた時点だと、こういうことで申し上げるならば、それは昨年の十二月十七日に開催された科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員との会合の場であるというふうに申し上げたいと思います。

○風間直樹君 それでは、総合科学技術会議、CSTIでこの人材機構のスーパー独法昇格を決定したのはいつでしょうか。

○政府参考人(森本浩一君) お答え申し上げます。

ただいま申し上げたその会合の翌日でございますけれども、総合科学技術・イノベーション会議の本会議が開かれまして、物質・材料研究機構を特定国立研究開発法人の対象法人の候補に決定いたしました。したがって、それは平成二十七年の十二月十八日でございます。

なお、政府が全体として物質・材料研究機構を特定国立研究開発法人の対象法人、候補ではなくて対象法人に決定したのは閣議決定でございます。この法案の閣議決定を行った平成二十八年二月二十六日でございます。

○風間直樹君 この総合科学技術会議、CSTIの委員は先般の質疑で国会同意人事であるということでしたけれども、この委員の皆さんの報酬はお幾らでしょうか。

○政府参考人(森本浩一君) 総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員につきましては、平成二十七年四月一日以降に新たに就任した者については、内閣総理大臣と協議して定められた日額三万七千四百円の手当が支給されております。ただし、平成二十七年三月三十一日から引き続き在職

する者については経過措置が定められておりまして、その三年間の間については日額三万一千三百円の手当が支給されております。したがって、橋本議員につきましてはこの日額三万一千三百円の手当が支給されております。

○風間直樹君 これ笑い話ですけども、先般、官邸での経済状況に関する会議、確認の会議で有名なノーベル経済学賞受賞者がお見えになったときに、その日当が一万円ちょっとだということに、その日当が一万円ちょっとだということに、ネット上でかなり話題になっていました、何でそんなに有能な方に対して安い日当なのかと。

これは、私よく友人に言うんですけども、国会という場所は国民の投票によってその代弁者たる国会議員が集う、その国会議員によって同意されたいわゆる国会同意人事対象案件の会議では、国民の同意が得られた会議であり委員でありますのでその報酬というのは非常に高い、ただ、それ以外の国会同意人事の対象になっていない会議の委員については報酬は一万円程度と、こういうことをよく友人には言うわけでありまして。

先般の質疑でも申し上げましたが、おとしの集团的自衛権の行使を可能とした解釈改憲のときの諮問機関となりましたいわゆる安保法制懇の委員の皆さんも、これは国会同意人事ではありませんで、報酬は一日一万円程度だったというところであります。

さて、次のお尋ねですが、この人材機構の理事長に就任された橋本氏、この理事長就任を閣議決定したのはいつになりますでしょうか。

○政府参考人(佐野太君) お答えを申し上げます。

橋本氏を平成二十八年一月一日付けで国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長に任命することにつきましては、平成二十七年十二月二十五日の閣議におきまして了承されたものと承知しております。

○風間直樹君 そうすると、橋本さんが政府から就任打診を受けたのはいつになりますでしょうか。

○政府参考人(佐野太君) 就任打診といったような人事上の具体的な調整過程につきましては、この場ではお答えを差し控えていただきたいと思います。

○風間直樹君 ここ、極めて大事な点でして、ちよつと後でまたお尋ねをします。

では、橋本氏がこの就任を内諾されたのはいつですか。

○政府参考人(佐野太君) これにつきましては人事上の調整過程に入りますので、お答えを差し控えていただけたらと思います。

○風間直樹君 文科省は、昨年の御用納めはいつでしょうか。

○政府参考人(佐野太君) 昨年の御用納めにつきましては、行政機関の休日に関する法律というものがございまして、その規定に基づきまして、昨年は十二月二十八日月曜日でございます。

○風間直樹君 そこで、配付資料の二枚目なんです、この配付資料、「独立行政法人の役員人事に係る任命手続について」という事務連絡でして、内閣官房の行政改革推進本部の事務局長から出されているものです。宛先は各府省の官房長となっております。

この事務連絡の「記」というところの二番目を見ますと、こう書いてあるんですね。二番目の二行目ですが、「主務大臣が独立行政法人の長又は監事を任命する際に公募によらない場合は、関係機関・団体等への候補者の推薦の求め、外部有識者の意見の聴取等により適任者を選定・確保するよう努めるとともに、任命理由等の公表により任命にかかる透明性の確保を図ること。」と。まあ簡単に言うところ、この独法の長を決めるときには、まず公募しなさいよと、それから関係団体に候補者を推薦してもらおうよと要請しなさいと、さらに、この任命については透明性を確保しなさいと、こういうことですね。

今回、この人材機構の理事長選任、今の御答弁ですと、橋本さんが理事長に就かれたのが一月一日、それからこの人材機構のスーパー独法昇格が

十二月十八日、理事長就任の閣議決定が十二月二十五日と、非常に短期間でされているんですが、この理事長選任に際して、独法等の役員人事に関する当面の対応方針についてに基づく公募は行ったんでしょか、行わなかったとしたらその理由は何でしょうか。

○政府参考人(佐野太君) 平成二十一年九月二十九日に閣議決定されました独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針におきましては、現在、公務員OBが役員に就任しているポストについて後任者を任命しようとする場合及び新たに公務員OBを役員に任命しようとする場合には公募を行うこととなっているところでございます。

今般の橋本氏の国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長の任命に当たりましては、今申し上げました公募を行わなければならないという場合には該当しないことと、さらに、物質・材料機構が非常に物質・材料という専門性の高い業務を担っていることから、外部有識者への意見の聴取等を行うことによりまして、当該法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する適任者を選定することが適当と判断いたしました。今回は公募は行っておりません。

○風間直樹君 済みません、一番目の理由は分かっていたんですが、二番目の理由をもう一回お願いします。

○政府参考人(佐野太君) 二番目の理由は、若干繰り返しになりますが、専門性が非常に、物質・材料機構という物質・材料全体を扱う日本の代表的な法人の理事長を選任するわけでございますので、そういった場合には、外部有識者、関係する外部有識者への意見を聴取を行うことによりまして、事業に関する高度な知識とか経験を有しているかどうかを選定するという、そういう方式で選ぶのが適当だというふうに考えたという次第でございます。

○風間直樹君 それは役所としてそういう判断をされたということですか。それはこの独法通則法の第二十條第三項の規定の趣旨とはどう関係する

んでしようか。

○政府参考人(佐野太君) これは役所として判断しておりますが、先ほど先生がおっしゃられましたとおり、独立行政法人の人事に係る任命手続についてという各省庁官房長宛ての「記」の二ポイントにございますように、公募によらない場合には、関係機関、団体等への候補者の推薦を求め、外部有識者の意見聴取等により適任者を選定、確保するよう努めるというふうになってございますので、これに基づいて選定した次第でございます。

○風間直樹君 そうすると、ここにある推薦の求めはしなかったけれども有識者の意見を聞いたりして適任者を選定、確保したと、こういうことですか。

○政府参考人(佐野太君) 今、この物質・材料研究機構理事長の任命に当たりましては、外部有識者の意見の聴取等を行ったところでありまして、この有識者の意見等を踏まえまして橋本氏の任命に至ったところでございます。

○風間直樹君 そうすると、この平成十一年の独法の通則法との関係をちよつと確認しておきますが、配付資料の一枚目ですね。この役員の任命の第二十條の数字の3というところ、主務大臣は、法人の長を任命しようとするとき、必要に応じ公募の活用にも努めなければならない、公募によらない場合であっても透明性を確保しつつ云々とあるんですけれども、この3の規定そのものが、先ほど答弁されましたように、その前任者が公務員でない場合は適用されないと、こういう理解でよろしいんですか。

○政府参考人(佐野太君) そのように考えてございます。

○風間直樹君 これは、どこにそういう規定があるんでしようか。

○政府参考人(佐野太君) 平成二十一年九月二十九日に閣議決定されました独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針というものがございまして、その際、公務員の天下りに対する国民の厳しい批判等を踏まえ、公正で透明な人事を確保す

る観点から、現在、公務員OB、役員に就任しているポストについて後任者を任命しようとする場合及び新たに公務員OBを役員に任命しようとする場合には、公募により後任者を選考を行うというふうに書いてございまして、それ以外については幾つかの選び方があるというふうに考えてございます。

○風間直樹君 分かりました。その点は明らかに

では、次の問いですが、これは酒井政務官に対するお尋ねになりますけれども、この総合科学技術会議の委員が、先般の質疑で指摘しましたように、物材機構のスーパー独法昇格を決定する会議に参加されていらつした、橋本さん、参加されていたわけでありまして、これが利益相反が疑われかねない行為ではないかというのが一点目。そして二点目は、会議開催が先ほどの御答弁によりまして十二月十八日、橋本さんの理事長就任が一月一日。非常に短時間でありますが、こうした日程上の問題点について、私は、ちよつと短時間過ぎて、これ本当にそうなのかと、政府が答弁されているのが事実なのかという疑念を持っているんですが、この点について酒井政務官の認識をお尋ねしたい。そして、利益相反も招く可能性についてどう御認識されていらつしたるか。この二点についてお願いします。

○大臣政務官(酒井庸行君) 風間先生の御質問にお答えをいたします。

まずは、一点目の利益相反にという御質問でございますけれども、まず、このいわゆる任命権者というのは私どもではございまして、文部科学大臣でございますものから、そのことについて私どもが知る立場にはないことはまづ申し上げておきたいというふうに思っております。

そして、利益相反の話の中で、これは文部科学省だけではございせんけれども、こういうときに各省庁の人事に関しては、それぞれの省庁の皆様方、あるいはいろいろな有識者の方々を踏まえて

きつと任命をしていくんだろうというふうに思っております。そういう中で今回の橋本さんの件があったというふうに理解をしております。

それに関しては、橋本さんという方が、総合科学のイノベーション会議において、物質機構の特定研究開発法人への追加等、あるいは論文の引用の世界ランキングや国際特許出願件数の世界ランキングの客観的な資料に基づいており、十分な客観性を持った判断を行われたことだと思っております。

その意味で、その会議の中に入つてやるということに私は当たらないというふうに考えておりますし、もう一点の期間の問題でありますので、その期間について、私ども、先ほど申し上げましたけれども、知るところではありませんでしたので、それがいいかどうかという判断は、これは私どもで判断できるという問題ではないというふうに考えております。

○風間直樹君 橋本さん御自身が物材機構の理事長として適任かどうかという判断については、確かに非常に才能高い方であらうと思っておりますが、適任ではないかという意見を得たと、これが三

点目。その過程の中で、では、いよいよ物材機構のスーパー独法昇格を諮る会議が近づいてきてみたら、この会議のメンバーに橋本さんがいらつしたと、四点目。

これ、文科省と内閣府それぞれで所管が違います。スーパー独法昇格の案件は内閣府のその会議の場。一方、物材機構の理事長の人事の所管は文科省。ですから、これ察するに、内閣府と文科省の事前の相談、連絡というものがちよつと滞つていたんじゃないかというふうに思うんですけれども、阿省でいつ頃からどんなふうにかこの案件をめぐって事前の調整、相談をされたんですか。これは政府委員でも結構ですが。

○政府参考人(森本浩一君) 先ほど御答弁ございましたように、本件、人事に関わる問題でございますので、その調整過程についての答弁は差し控えさせていただきますと思います。

識はいかがでしようか、利益相反について。

○大臣政務官(豊田真由子君) お答え申し上げます。

橋本氏の物材機構の理事長就任につきまして、CSTIにおけます特定研究開発法人を選定する議論を含みます物材機構に関する議題に橋本氏自身が関与をしない、具体的には、この実際の会議におきまして橋本氏が物材機構に関わる議論で発言をしなかったというふうに承知をしておりますので、こういったことから利益相反は生じないというふうに考えているところでございます。

○風間直樹君 こういうことですよね。橋本さんは、既にこの当時以前から総合科学技術会議の委員でいらつしたと、この事実がまずあるわけです。そうしたところ、文科省の方で、恐らく文科省の発意なのか、この物質・材料機構という独法をスーパー独法に昇格したいというアイデアが持ち上がった、それを諮る場がたまたま総合科学技術会議だったと、これが二点目。文科省としては、様々な有識者等の意見も聞いてみたところ、橋本さんという方がこの物材機構の新しい理事長には適任ではないかという意見を得たと、これが三

点目。その過程の中で、では、いよいよ物材機構のスーパー独法昇格を諮る会議が近づいてきてみたら、この会議のメンバーに橋本さんがいらつしたと、四点目。

これ、文科省と内閣府それぞれで所管が違います。スーパー独法昇格の案件は内閣府のその会議の場。一方、物材機構の理事長の人事の所管は文科省。ですから、これ察するに、内閣府と文科省の事前の相談、連絡というものがちよつと滞つていたんじゃないかというふうに思うんですけれども、阿省でいつ頃からどんなふうにかこの案件をめぐって事前の調整、相談をされたんですか。これは政府委員でも結構ですが。

○風間直樹君 森本さん、これ、差し控えるで済まないですよ。だって、この総合科学技術会議は国会同意人事の対象でしょう。そうでなければ答弁差し控えるで私も見逃すかもしれません、国会同意人事の対象である会議の委員が加わった会議でスパー独法の昇格を決めて、その独法の理事長にこの会議の委員が就くというのは、今の答弁ではちょっと見逃すことができない。やはり国会の行政に対する監視機能、我々は担っていますから、もう一回御答弁ください。

○政府参考人(森本浩一君) お答え申し上げます。やはり利益相反のマネジメントの基本は、御本人がどのように判断され、それを申告するかどうか、こういうことにあるかと思えます。したがって、人事の情報につきましては関係者限りで扱われておりますので、それ以外の方は知ることができないということが前提でございます。したがって、今御指摘のように、そういう利益相反が疑念を持たれないような、そういう運用をすべきだというのは我々も心掛けていかなければいけないというふうに考えております。

ただいま累次御答弁申し上げたとおり、橋本理事長は、国会同意人事で、非常に見識のある、高い見識をお持ちの方ということで選定されているのだと思います。したがって、その方の御判断というものを我々は尊重しなければいけないし、尊重を申し上げております。

○風間直樹君 これはやはり職務の出番かなというふうに思います。役所の答弁も幾つかいただきましたが、なかなか苦しいお立場がかいま見えるわけです。

それで、そういう意味で、この利益相反の問題につきましても、まずは御本人が判断されるということが基本であると考えておりますので、そういう意味で、今回、その十二月十八日の会議の場で御発言がなかったということでございますので、利益相反の問題は発生していないと、こういうふうに考えております。

酒井政務官にお尋ねしますが、内閣府の設置法というのがありますね。この三十二条、ここにこうした国会同意人事案件の様々な規定があるわけですが、この改正を検討すべきではないでしょうかというのが私の問題意識です。政務官はどんなふうにお考えでしょうか。

○風間直樹君 いや、その答弁は苦しいですね。それはまずいんですよ。やっぱりこの会議は、繰り返しになりますが、国会同意人事の対象の会議です。ですから、その選任には、当然その人選に当たっては事務方の内閣府も加わっていらっしゃる。その結果選んだ会議の委員である橋本さんに対して、利益相反があるかどうかはもう先生の御判断です。で、当日、その会議の場で判断してくださいと、こういうことでは通らないと思います。

○大臣政務官(酒井庸行君) 先生からのいろんな御指摘をいただきました。まず、文科省と内閣府との関係のこともおっしゃられましたけれども、これは何かあつてというわけでもございませんので、そのことは御理解いただきたいと思いますし、私どもとしては、やはり主務官庁であります文科省がきちんと、先ほど申し上げましたけれども、橋本さんに関してはきちんと選定をしたというふうに思っています。その上で、そのことを私どもはきちんと理解をしなければいけませんし、そのことに関しましてきちんとや

○大臣政務官(酒井庸行君) 先生からのいろんな御指摘をいただきました。まず、文科省と内閣府との関係のこともおっしゃられましたけれども、これは何かあつてというわけでもございませんので、そのことは御理解いただきたいと思いますし、私どもとしては、やはり主務官庁であります文科省がきちんと、先ほど申し上げましたけれども、橋本さんに関してはきちんと選定をしたというふうに思っています。その上で、そのことを私どもはきちんと理解をしなければいけませんし、そのことに関しましてきちんとや

あるんだろうと思います。そこで私どもが、違うところからこの人は違うだとか何とかというところは言うことではないと、私、これはそんなふうには思っておりますので、その上で、もし皆さん、橋本さんがこういう立場になられて今後問題があるとなれば、それは当然先生方からも、私の方からも、御意見をいただくことになるだろうというふうに思っています。

その上で、今先生のお話、三十二条のことです。ありますけれども、これは法案という部分では検討していることは今のところ考えておりませんけれども、仮に会議に付議されている事項について直接の利害関係を有する議員がいる場合ということでございます。罷免という措置ではなくて、審議及び議決に参加させないことで一般的に対応しているものと承知しております。

四日明けてもう橋本さんは物材機構の理事長に飛んでいかなきゃいけないんですよ。こういう運びが余りにも政府の人事の決定としてよろしくないんじゃないですかということを申し上げたいんですよ。

○大臣政務官(酒井庸行君) 御指摘ありがとうございます。先生のおっしゃることもよく理解をしております。今後につきましては、今のいわゆる人事に当たったのそういう手続等に関しましては、それぞれの省庁での任命権というのがありますので、そこは立ち入ることもできない場合もあると思います。しかしながら、さっき先生がおっしゃった意味も含めて、今後は、その手続等を含めて、また時間的なものも含めて、先ほどの三十二条のことも含めて検討をしていくということだというふうに私は考えております。

○大臣政務官(豊田真由子君) 先生の御指摘、大変有り難く受け止めて、関係省庁よく今後も連携を、また客観性、透明性のあるプロセスのより一層の確保というものに努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○風間直樹君 最後に、この内閣府の設置法三十二条ですが、やはりきちんと国会に対して説明するためには、独法の昇格決定の会議前に、一旦この会議の委員を利益相反のおそれを招かないために会議から外す仕組みの創設を考慮すべきだというふうに思います。その点の検討を要請しまして、私の質疑を終わります。

○大臣政務官(酒井庸行君) 御指摘ありがとうございます。

○大臣政務官(酒井庸行君) 御指摘ありがとうございます。

○大臣政務官(酒井庸行君) 御指摘ありがとうございます。

○大臣政務官(酒井庸行君) 御指摘ありがとうございます。

○大臣政務官(酒井庸行君) 御指摘ありがとうございます。

○大臣政務官(酒井庸行君) 御指摘ありがとうございます。

○大臣政務官(酒井庸行君) 御指摘ありがとうございます。

○委員長(神本美恵子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、田城郁さんが委員を辞任され、その補欠として藤本祐司さんが選任されました。

○山本香苗君 公明党の山本香苗でございます。

まず最初に、竹内厚生労働副大臣にお伺いしたいと思ひます。熊本地震の関連でございます。

熊本地震によりまして、小規模保育を始めいたしましたし、地域型保育施設においても甚大な被害というものが生じております。倒壊、地盤沈下等で本来の場所で保育再開ができていない園もあると伺っておりますが、こうした小規模保育を始めとした地域型保育施設というのは社会福祉施設等災害復旧国庫補助金の対象になっておりません。そのために補助が受けられないという切実な声が上がっております。

地域型保育というのは、地域における保育の大事な受皿です。早急にこの補助要綱を改正していただきまして対象にしたいんですが、よろしくお願ひいたします。

○副大臣(竹内譲君) お答えをいたします。今回の熊本地震によりまして、熊本県にある七百二十二か所の保育園等のうち三百十五か所が天井の落下や壁のひび割れ、給食設備の破損など建物の損傷等の被害を受けたところでございます。このうち、小規模保育事業所五十か所のうち二十四か所が、そしてまた家庭的保育事業所十二か所のうち七か所が、さらにまた事業所内保育事業所九か所のうち四か所が被害を受けている状況でございます。子供たちが従来と同じく安全に保育を受けられるようにするためには、被害を受けた保育園などの施設の復旧が必要不可欠でございます。国としても支援に努めていく所存でございます。

保育園と認定こども園につきましては、従来より、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象となつておりますが、他方で、お

尋ねの小規模保育事業所を始めとした地域型保育事業につきましては、子ども・子育て支援新制度により新たに類型化されたところであるために、現時点ではその対象となつていないのが実情でございます。

そのため、地域型保育事業所につきましても支援が受けられるように、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象とすることについて関係各省庁とも検討をさせていただきまして、委員の御指摘のとおり、できる限りの支援が受けられるように全力を尽くしてまいりたいと思つております。

○山本香苗君 副大臣、ありがとうございます。

委員長、竹内副大臣、一問だけです。お取り計らいをお願いいたします。

○委員長(神本美恵子君) 竹内厚生労働副大臣は御退席いただいで結構です。

○山本香苗君 本題に入らせていただきます。石破大臣にお伺いしたいと思ひますが、先ほども上月先生の方から御質問ありましたけれども、企業による農地取得の特例の話につきまして、今回のこの養父市を想定いたしました特例措置というのは、企業に農地所有を認める必要性や効果を確認することを目的に、五年間という期間を限って試験的、実証的に行うものということを繰り返して御答弁いただいておりますが、実際、この特例措置が実施された後に、どういう基準で効果を判断することになるのか、何をもって全国展開するしないかと判断するのか、お考えを伺ひます。

○国務大臣(石破茂君) 済みません、読み上げ調で恐縮ですが、特段の問題が生じていなければ全国展開です。地域の活性化として意義が大きいものは存続します。特例措置の要件や手続を更に緩和する場合で引き続き特区の検証が必要なのは拡充です。弊害が生じており要件や手続の見直しでは予防措置を確保することが困難なのは廃止ということ、例えば産廃置場にしちゃうとか、そんなのは論外中の論外であつて、そんなものはもう駄目に決まっておりますが、じゃ、そうでなければいいのかというと、そういう話にもならないのだと。この制度を活用することによつて本当に新たな参入というものが増えたのでしようかしらと、あるいは、それによつて労働生産性が上がりましたか、その地域に多くのお金が落ちるようになりましてか等々、特区の目的とするところは何かということをよく検証することが必要なのだと思います。

だから、違法な転用さえなされなければそれでいいというお話ではございませんで、これが特区の意義を果たしているということに相なつたとするならば、それは全国展開することもあり得るということでございます。ですから、転用さえされなければいいという考え方に立つてはいるわけではございません。

○山本香苗君 先ほど、先の話だというような話もありましたけれども、私は、ここ五年間、どういふところをポイントとして監視していくのか、チェックしていくのかということもリンクする話だと思ひますので、確認の意味でお伺ひをさせていただきます。決してそんな、何というか、外形的なものだけじゃなくて、様々な要因をかなり、国会審議の中で様々な懸念がなされた点につきましてもチェックをしていただいた上でと、あくまで、そういう話であつたと思ひます。今回、この間の連合審査のときも、かなり懸念の声が上がつておりました。もうちょっとましなというか、もう少し現実的でスムーズに実現できるような提案はないものかと思ひながら聞いておりました。

そういう中で、リース方式による参入をした後に、一定期間経過して、農業経営が安定しているということ、農業委員会が認めた場合、農業生産法人とみなして農地購入を可能とするという案、あるいは都市農業の振興のための提案ということ、あるいは大都市圏の振興のための提案ということ、大阪府、また岸和田市、JAいずみ等の共同提案で、岸和田市農業委員会も同意しているというふうに向つております。

この間の議論もありました、リース方式をもうとにかく一生懸命やるんだという話はよく分かる話でありますけれども、農業関係者の方から信頼をしっかりと勝ち得た後に行き着く先の一つの選択肢としてこういうことを、購入するという提案について、農水省としてはどういふ御見解をお持ちなんですか。

○大臣政務官(佐藤英道君) 大阪府の提案につきましては、農地所有適格法人以外の一般企業による農地の所有を可能とするという内容の提案でありまして、その意味では養父市の提案と共通であると認識をしております。

大阪府の提案は昨年十二月から出されているものと承知しております。こうしたことを踏まえて、本年三月二日の国家戦略特別区域諮問会議で、企業の農地所有に関わる国家戦略特区特例を設けることが決定されたものと考えております。

したがって、今回御審議をいただいている特例措置につきまして、大阪府からの提案にもお応えできる、そのように考えております。

○山本香苗君 お応えできる、どういふふうになるのかということも含めてちょっと不明な点があるんですが、これ、去年末に大阪府から提案されて、関西圏の国家戦略特区会議の中で三回大阪府から提案されて、まだ正式にちゃんとお答えしていただいていないんですね。なので、ちょっとこの部分、十分御協議いただけるものだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、大阪府からこの提案以外に二点、農業関係で提案があつたんです。

まず一つ目が、農地への全面コンクリート打設解禁ということなんですが、本件はこの国家戦略特区以外の地方分権改革の場でも議論されていると伺つております。

近年、ICTを活用した農業というのを推進する上で、農地に全面コンクリートを打った場合も農地として取り扱ってほしいという提案はよくなされてはいるわけですが、土の場合だと水耕栽培のベッドが傾いて水位に差ができて生育に影響が出

てくるとか、土壌面があると温度だとか湿度等の面で環境コントロールがしにくい。コンクリートを打てなかったで鉄板を實際は敷いてしまつて同じような形でやっているようなケースもあると。

最近、農福連携という形で我が党も一生懸命推進させていたんですが、障害のある方が、要するに通路だけコンクリートで打っているのは、それは農地でいいよという話なんです、そうしますと、車椅子で働くとしてもなかなかできないという声もありまして、全面駄目で、じゃ、どこまでだったらいんだという話もあるんですけれども、こういう提案については農水省はいかがお考えでしょうか。

○大臣政務官(佐藤英道君) 貴重な現場のお話、大変に有り難く存じます。

現在、農地法上、農地とは耕作の目的に供される土地と定義されているところでございます。ここで言う耕作とは、土地に労費、労働や費用を加え、肥培管理、肥料等々の管理でございますけれども、こうしたことを行つて作物を栽培することと解されているところでございまして、こうしたことから、農地を全面コンクリートで地固めした場合に、その土地に労費を加え肥培管理を行つて作物を栽培することができなくなるために農地法上の農地として取り扱うことは困難であると考

えているところでございます。

○山本香苗君 農地というのは耕作の目的に供される土地であつて、コンクリート打設すると農地と認められないということなんです、この全面コンクリート打設した植物工場などは農業施設への転用が可能なのですね。そうすると、ああ、できるんですよというふうな農水省の方はおっしゃるんですが、でも、農地でなくなつた途端に固定資産税が高くなつて、相続税や贈与税が掛かってきます。業としてあくまで農業なのに支援が異なつてきますと。

こうした実態というのは、今農水省の方でも一生懸命進めようとしていらっしゃるICTを活用

した農業を推進していく上でネックになっているんじゃないかと考えるんですが、どう認識されているのかということ、こうしたネックを取り払うために何らかの手だてを打とうとお考えになつておられますか。

○大臣政務官(佐藤英道君) 農業用の施設用地につきましても、平成十二年度以降、固定資産税、相続税及び贈与税の資産評価に当たりまして、農用地区域及び市街化調整区域内では、従来の宅地価格を基本とする評価から、近傍の農地価格プラス造成費による評価へと評価方法が改正されまして、実質的な軽減措置が講じられている状況でございます。

また、今御指摘のあつた更なる税制上の優遇につきましても、同じ施設用地の中で食品工場などほかの業種とのバランスを確保するなどの観点から困難な面もあるわけでありまして、今後とも、御指摘の現場の皆様方の声に耳を傾けながら、ICTを活用して生産性を高めた次世代施設園芸のノウハウの普及や、強い農業づくり交付金による大規模園芸施設への整備への支援などによりまして、植物工場など先進農業の取組を進めてまいりたいと思つております。

○山本香苗君 是非よく話を聞いていただいて、要望書もたくさん出ております。この点について、更なることを期待したいと思ひますので、佐藤政務官、よろしくお願いいたします。

もう一つ、提案なんです、すぐくややこしかつたんですけれど、農地転用規制の緩和ですね。農地法上、従業員更衣室、トイレ、事務室などは農業用施設として転用すること可能なんですけれども、農振法上、第十五条の二において、この施設面積が九十平米を超える場合は開発行為の許可手続が必要とされています。

そこで、まず政府参考人の方にお伺いしたいんですが、九十九平米というものの積算根拠は一体何なのか、具体的にお示しいただきたいと思ひます。と同時に、これ、ヘクタール単位の営農であつても、小

規模の場合であつたとしても、一律九十平米というところで許可が必要とされているんですね。なぜ一律に掛かっているのか、ここを具体的に御説明いただけないでしょうか。

○政府参考人(三浦正充君) お答えいたします。

農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法におきましては、開発許可に当たりまして、周辺農地を含めました農地の効率的利用への支障が生じないかどうかということを判断するようにいたしております。ただし、小規模な開発行為につきましても、このような支障が生じるおそれが少ないものとして許可不要という扱いをしております。

その面積についてでございますけれども、都市計画法におきまして、市街化調整区域などで開発行為を行う農林漁業用施設につきましては九十平方メートル以内のものは全て許可不要となつてい

るというようなことも踏まえまして、農振法におきましても九十平方メートルとしてい

るでございます。

このような支障が生ずるか否かというのは、営農形態いろいろ、小さい方、それから大きい方、あるいはその周辺の営農状況も含めまして、区画とか利用形態とか様々なこともありますので、あくまで開発する土地の規模に着目してこのような要件を定めているところでございます。

○山本香苗君 要するに、開発するところだけに

着眼しているのであつて、営む方がどれだけ大きいかということとは考慮していないということですか。

○政府参考人(三浦正充君) 許可不要にするかどうかというところでは、今御質問がありました営農の規模とかそういうものは考慮しておりませんが、じゃ、実際に許可の申請が上がつたときに、その開発をすることによつてどういう影響が出るかという段階になれば、当然、周辺の営農状況等は考慮することになります。

○山本香苗君 その開発手続というのが結構煩雑

いるのかと様々聞いたんですが、今ここで繰り返すと非常に長くなるのでやめますが、實際そういうことがあるために、この九十平米以内に収めようとして実態どうなっているかということ、事務等をハウスで行つてい

るとかトイレを近傍に借りに行つてい

るというふうな声がありまして、この九十平米というところを拡充してほしいという提案となつてい

るわけなんです。まず、こういう実態、ほとんどの法人においてこの九十では不足しているというふうな声が上がつてい

ることが今回の特区の提案で上がつてい

ますので、ばさつと切るんじゃないかと、こうした実態をよく把握していただいて、この九十平米という開発行為だけに着眼したような形が妥当なのかどうか、また一律にそういうことを線引きするの

がいいのかどうか、よく検討していただきたいと思ひますが、政務官、いかがでしょうか。

○大臣政務官(佐藤英道君) 本

当に現場の生の声を聞かせていただきまして、本

当にありがとうございます。

ば許可を受けて設置することが可能でありまして、農林水産省としても、具体的な事案をよく伺った上で、関係地方公共団体等に助言などを行ってまいります。

○山本香苗君 通告しておりませんが、大臣、何か一言おっしゃりたいような雰囲気がありますので、今のやり取り聞いていてどう思われましたか。

○国務大臣(石破茂君) この話は私が麻生内閣で農林水産大臣をしてやった頃からずっとある話で、要は、どうやって農業の生産性を上げ、農業者が良い環境の下で仕事ができるかということが大事なんじゃないかというお話で、それは優良農地を守ることは大事ですが、優良農地を守ることがどうすればできるんだろうか、参入する方々がより効率的に、より快適な環境でできるということを果たすることによって優良農地が守られるということがあるのではないだろうかという思いがずっとするわけですね。それはもう農地の世界というのは、先ほどのコンクリート打設の話もそうですが、何でもこれそうなるのという話は、私が大臣当時、何時間延々と大臣室で議論したから分らないようなお話であります。

ですから、今政務官から答弁があつたように、やはり現場は一体何を求めているのか。彼らはいかにして農地を活用し、いかにして所得を上げようかということを一生懸命考えているわけですから、その思いというものに応えるのが行政の務めではないのだろうかと思っております。

委員のお話を聞きながら、七年か八年前の大臣室での議論を、懐かしくと言っちゃいけません、思い出したことでございまして。

○山本香苗君 私も今回の質疑をするに当たって過去のいろいろなと調べていくと、大臣のお名前がたくさん出てくるというか、平成二十一年の辺りのそのころの議論とか様々出てまいりまして、その御認識を是非農水省と共有していただいて、一歩でもいい形で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に一問、厚生労働省に。森審議官、済みません。

今回も、医療機器薬事戦略相談というのが今回法定化されるということなんですけれども、これ既に厚生労働省通知出して、昨年十一月から実施をされておられますので、これ法定化することの意義ということは何なのかということと、また併せてお伺いしたいんですが、現在、この制度、医療機器に対象は限定されているわけですが、これを、もう早速にも医薬品にも対象を拡大してほしいという声が大阪府から上がっています。厚生労働省として、この大阪府の提案をどう受け止めていらっしゃるんですか。

○政府参考人(森和彦君) お答えさせていただきます。

まず、今回の措置につきましては、日本再興戦略改訂二〇一五に記載されました、国際競争力の強化等のための国家戦略特区への重点的な支援策ということでございまして、政府の継続的な支援の姿勢を示すということとともに、国家戦略特区で利用できる施策として明確化をするために、この国家戦略特区法に規定することにしたものでございます。

それから、今回、革新的医療機器に対する特区薬事戦略相談というのは、開発の現場に赴いて相談に応じるという特区内の臨床研究中核病院に対する重点的な支援でございまして、革新的な医療機器というのは、その実物を見たり、あるいは実際に手術等で使用しているところを確認したりすることによって当該医療機器に関する理解を深めることができるかと考えておりまして、より効果的な助言ができるのではないかとこのように考えております。

一方、この医薬品につきましては、医療機器とは少し異なりまして、その使用に当たっては余り特殊な手技を要さないというふうな、飲んだり注射をしたり塗り塗りというふうな使い方が一般的ということもございまして、特定の施設や体制が必要となる場合がなかなか考えにくいということ

がございまして、現地に赴くことの利点というのが医療機器の場合ほど高くないというふうに考えておりまして、これは従来からやっている薬事戦略相談等で支援をできるものではないかというふうに考えてございます。

今回、委員御指摘のように、大阪府からこの相談を医薬品への拡大を要望されているということに承知してございます。これまで伺っているその御提案の内容からしますと、医療機器のように現地に赴く必要性が高いというふうなことは、ちよつと考えられない状況でございまして、まずは、この相談を行う意義が高いというふうに考えております。医療機器について着実に進めていきたいというふうに考えておるところでございまして。

○山本香苗君 実際は出向いてまで行くものが具体的にあるのかということだと思ふんですけども、書面だけで困難なケースもあるかと思ふんですけど、効果的な開発に結び付けるためにどの手法でやるのがいいのかと、医療機器のみならず医薬品もというふうな形で非常に現地からも強い要請もありますので、よく協議をしていただいて、具体的にどういうところがというところをつかまえていただいて、そういうことがあらば対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○委員長(神本美恵子君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開会

○委員長(神本美恵子君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。まず、石破大臣に一問質問をしたいと思ひます

が、大臣は本法案の審議の中で、繰り返し安全の規制、社会的規制の緩和には慎重であるべきだ、むしろ強化すべきだということを述べておられます。非常に重要な御認識だと思ひましたが、なぜそう考えるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) それは、社会的規制と経済的規制が重なる部分もございまして、ここは言葉は気を付けて使わなければいけないと思ひますが、要は、人命、人身に関わるもの、あるいは健康に関わるもの、そういうものについての安全性というものについては最大限の配慮がなされなければならぬという、実に当然のことだと思ひております。それをないがしろにすることとはあつてはならないのであつて、いろんな時代の変化、時代の要請に伴う規制の緩和というものは、それは行かねばならぬでしょう、時代背景が変わっているものがありとせば。しかしながら、いかなる時代であつても、人命、人身、健康等に関わるものについてはそれを緩めることがあつてはならないのだと私は思ひております。

○山下芳生君 石破大臣、繰り返しそのことをおっしゃっていますので、私は、その点は共感するものであります。

そこで、安全に関わる規制、生命に関わる規制、この緩和については、たとえ私はそれが特区に限定されるとしてもこれは慎重であらねばならない、そう考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは、特区であるからといってそういうものが軽んぜられていいはずはございません。特区だったからそういうものについて規制が緩められて、結果として人身、人命、健康に被害が及ぶようなことがあつては、何のための特区だか分からないということだと思ひます。

○山下芳生君 これも重要な御認識だと思ひます。そこで、五月十日に開催された東京圏・関西

圏・仙北市の国家戦略特別区域会議、いわゆる区域会議の合同会議で、大阪府から待機児童対策に関わる提案が行われました。

推進事務局に伺いますが、この大阪府の提案内容について簡潔に説明いただけますか。

○政府参考人(佐々木基君) お答えいたします。

五月十日の区域会議で大阪府からいただいた御提案のうち、待機児童対策に関するものについて御説明いたします。

提案一と提案二がございました。

大阪府から提案があったうち、提案の一つは保育所の設置基準を自治体の判断で決定させてほしいというものがございます。例えば、国が必要な保育士の割合を定める人員配置基準につきまして、主任の配置等で質を担保した上で、自治体が独自に判断できるようにしてほしいという提案でございます。また、面積基準につきましても同様に、ほふく室等の面積につきましても自治体の点検、観察を義務付けるなど安全を担保した上で、意欲のある自治体が広く裁量で緩和できるようにしてほしいというものでございました。

また、二つ目の提案といたしましては、保育の量と質を確保するため、准保育士といった新たな資格を創設し、多様な人材が保育士をサポートできるようにしてほしいという提案でございました。

以上でございます。

○山下芳生君 今御説明のあった大阪府の提案について、資料の一枚目に大阪府が提出された資料を添付しております。

私ども、これを見て、率直に言って驚きました。この一番上の箱の中にある、「特区内においては、待機児童解消のため、認可保育所の設置・運用にかかるすべての要素について、自治体の判断と責任で決定できるようにしたい。」とあるわけですね。

これ、全ての要素について自治体の判断でできるようにというのがポイントだと思っておりますが、実は二〇一一年に成立した地域主権改革一括

法、これでは、地域のことは地域が決めると、児童福祉法においてもその条文から最低基準という文言を削って、都道府県が条例で基準を定めることとしました。私、当時審議に直接関わりまして、子供たちの安全や発達に対する国の責任を放棄することになると厳しく指摘をし、反対をいたしました。しかし、そのとき改定された児童福祉法でも、都道府県が児童福祉施設の設備、運営について条例で基準を定めるに当たって、職員の配置基準と施設の面積基準については厚生労働省令で定める国の基準に従って定めるものとされたわけでありました。

厚労省に伺いますが、保育所における職員の配置基準、それから施設の面積基準について、自治体が参酌すべき基準ではなくて従うべき基準としたのはなぜでしょうか。

○政府参考人(吉本明子君) お答え申し上げます。

保育園の設備及び運営に関する基準でございますが、児童福祉法に基づきまして、児童の身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定めなければならないということでございます。

ただいまお話がございました平成二十三年に成立いたしました第一次地方分権一括法におきましては、保育園に配置する保育士の数、また確保すべき居室面積等につきましては従うべき基準として、条例などによって国が定める基準を下回って定めることはできないものとされております。

その考え方についてでございますが、必要な保育士の数、居室面積などは、子供の健康の安全、発達の保障に直接影響を与え、また保育の質等に深刻な影響が生じ得る事項であり、国が最低限の基準を定めることで保育現場における質の確保を図る役割があるため、従うべき基準としているものでございます。

○山下芳生君 子供の健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきものであるとの考えからそうした

というんですが、これは当然だと思いますね。

保育所の最低基準というのは、少ししょつと歴史を振り返ることになりますけれども、昭和二十三年、一九四八年、児童福祉施設最低基準として定められました。これは当時、アメリカのワシントン州の基準を参考に、日本社会事業協会、今の全国社会福祉協議会が厚生省から委託を受けて策定したのですが、ただ、そのときアメリカのワシントン州はかなり基準が高かったもので、社会福祉協議会の前身の基準にはなかなか日本の戦後直後ですら、基準を定めるのは少し無理があるという議論があったんですよ、戦後の社会状況を踏まえて大幅に引き下げて決められたものであります。約七十年前近く前ですね。

したがって、当時の厚生省児童局企画課長だった松崎芳伸さんも自書の中で次のように述べておられます。最低基準というのは読んで字のごとく、これより下がってはいけないうりぎりの最低線ということであり、単に基準というのとは大いに異なる、それはいわゆる最低賃金という場合の最低に通じるものであり、これだけくれば生きていかないうり思想である、こう述べておられます。つまり、これ以下では真つ当な保育ができないという基準であって、制定当時からそれを上回る基準が期待されていたわけでありました。

資料の二枚目に、児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の抜粋を付けておりますが、この第一条三項に、「厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとす」ということがあります。私は、これこそ児童福祉法の精神だと思っております。

取りあえず、戦後直後、この低い水準からスタートせざるを得なかったけれども、これで満足してはならない、常に向上させるように努める、これは厚生労働大臣に課せられたわけですね。これはもう当初からこの文言は変わっておりません。これは私は、子どもの権利条約、子供に最善の環境という精神にも合致するものだと思う

おります。

しかし、残念ながら、この国の最低基準は七十年近くほとんど引き上げられていないのが実態でありまして、職員の配置基準は若干改善がありましたけれども、面積基準はこれまで一切改善がありません。したがって、各自自治体の努力で上乗せが行われて、改善されない国の基準をカバーしてきたというのが実態だと思います。

資料三枚目に、その結果、保育所の面積基準の国際比較、今どうなっているかということをお載せておきました。これは全国社会福祉協議会が調査研究したものをまとめたものなんです。保育所の面積基準の国際比較、調査した十四の国、地方の中で、例えばゼロ歳児あるいは一歳児、左側ですね、一人当たりの面積基準の比較をやりますと、日本のゼロ、一歳児のはふく室三・三平米、これは畳一畳分ですけれども、これは下から五、六番目ということになっております。トップのストックホルムの半分以下という広さにすぎません。

それから右側、二歳児あるいは三歳以上児一人当たりの面積基準の国際比較を見ますと、日本の保育室、遊戯室の一・九八平米、畳一畳強ですけれども、これは十四か国、地域の中で文字どおり最下位になっております。トップのストックホルムの三分の一以下ということになっているわけでありまして、日本の最低基準は世界最低の基準に甘んじていると言わなければなりません。

厚生労働省に伺いますが、私が述べたこの最低基準の歴史、それから児童福祉法の精神、向上させなければならぬ、そして今残念ながら国際的な到達、間違いありませんか。イエスかノーでお願いします。

○政府参考人(吉本明子君) ただいまの経過、最低基準につきましては、途中、児童福祉審議会等の意見具申に基づきまして、配置基準については一部改善を図ってきているところがございますが、その他につきましては先生がおっしゃったとおりだというふうに認識しております。

○山下芳生君 児童福祉法の精神、向上に努めなければならない、それから国際比較で面積基準はもう本当に最低になっていると、これも間違いありませんね。

○政府参考人(吉本明子君) その指針における考え方、またこの統計も私どもも承知しているところでございます。

○山下芳生君 ところが、資料一枚目に配っている大阪府の提案は、待機児童解消のためとして、認可保育所の設置、運営に係る全ての要素について自治体の判断と責任で決定できるようにしたいというものでありまして、これは引き上げたいというんじやありません。引き上げたんだつたら結構なんです、これより下回ってはいけないぎりぎりの最低線を更に引き下げられるようにしたいというのがこの提案であります。

これは非常に重大だと思ふんですが、そこで、まず大阪府の提案内容について更に突っ込んでたしたいと思ふんですが、まず、①保育に従事する人員の配置基準について、確認ですけれども、大阪府の提案というのは、子供の年齢別の職員配置数、すなわちゼロ歳児は子供三人に対して職員が一人、一歳、二歳児は六人に一人、三歳児は二十人に一人、四歳以上児は三十人に一人、この配置数を自治体で決めるようにしたいというものなんでしょうか。

○政府参考人(佐々木基君) お答えいたします。年齢別の職員配置基準につきましては当日の大阪の知事の御発言にもありませんで、再度大阪府にも問合せをいたしましたけれども、五月十日の大阪府の提案に年齢別の職員配置基準は含まれていないという確認を受けているところでございます。

○山下芳生君 さすがにそれまでもっと緩めてくれということにはなっていないんです。

大阪府の、では提案は何かといいますと、①の検討例というもののの中にはつきり書かれてあります。保育人員配置基準に占める保育士の割合、現在認可保育所で三分の二以上、小規模保育所で

五割以上を自治体が独自に判断できるようにするとあります。こんなことをやっていいのかと私は率直に思います。

これまで国の最低基準では、基本的に保育士の資格を持つている人が保育に当たることとしてきました。厚生労働省、それはなぜか、保育士資格を持つ人はどのような研さんを積んでいるのか、述べてください。

○政府参考人(吉本明子君) 保育園における保育は生涯にわたる人間形成の基礎を培うものでございまして、専門的知識と技術を持つ保育士が中心となつて担うべきものと考えております。

保育士になりますためには二つ方法がございます。一つは指定保育士養成施設の卒業、それからもう一つは保育士試験に合格していただくということでございます。

指定保育士養成施設について申し上げますと、修業年限は二年以上、また六十八単位の履修が必要ということ、講義によりまして保育、教育の内容の専門的な科目を学ぶほか、保育実習も行うこととなっております。また、試験につきましては筆記試験九科目、また実技試験も課せられているところでございます。

さらに、保育士資格取得後におきまして、現場での実践や研修を通じて専門性を高めていくことが重要だというふうに考えておりまして、国では、自治体を実施する乳児保育、障害、虐待など専門性を持った保育士に係る研修なども行っているところでございます。

○山下芳生君 今御答弁あつたとおりなんです、が、学校に行つて資格を取得するか、保育士試験に合格するかなんですが、この保育士試験というのも大変たくさん科目があるんですね。私、ちょっと見せていただきましたが、保育原理、教育原理及び社会的養護、児童家庭福祉、社会福祉、保育の心理学、子供の保健、子供の食と栄養、保育実習理論、そして実技試験などですね。保育原理というのはどういうことかと少し見ますと、児童の最善の利益を考慮した保育でありま

すとか、発達過程に応じた保育でありますとか、計画、実践、記録、評価の連動でありますとか、やはり子供の成長、発達に関する専門的知識を基に子供たちの育ちを援助するということができるような専門的知識と技術を身に付ける内容になっております。

こういう方々が保育士として保育所で直接子供に関わつてくださっていることによつて様々なサポートができていますと私は思います。

この間、大阪で保育の現場で働いている方、園長さんや理事長さんも含めて話聞きましたけれども、子供の状態というのはもう毎月のように目まぐるしく発達すると言ふんですね。それはそうでしょう、成長早いんです。その子供に今何が必要なのかということをやちゃんと見抜く、集団でそれを見抜くということが大事だと。

例えば、こだわりの強い子供さんがいるわけですが、そういう場合は、もう保育士さん一人じゃなくて、集団でケース会議で検討して、あるいは専門家のアドバイスも得て、保護者との適切な対応で、時間を掛けることで成長を促すことができている。それから、障害をお持ちの子供さんも最近少し増えてきているということも聞きましたけれども、その障害を持つていふことに気付くといふことがまず大事で、そして、どのようにそれを判断し、保護者にどのように伝えていくか。保護者の方はそれをなかなか受け入れたくありません。それをきちつと時間掛けて、納得いただけるように説明する。そして、保護者と一緒に、保育所としても集団の中で、その子供さんが保育所にいるうちに、できるだけその障害が軽微で済むように、あるいは発達する力が引き出せるように、そういうことを働きかけたり、卒園時には、軽微の障害を持つていたけれどもほかの子供さんと変わらないようになっていったという話も聞きました。

専門性を持った保育士が複数、集団で子供一人一人の状況変化を発見、検討することで、適切に一人一人の子供の発達を促すことができる。子供

の状況が多様化すればするほどそういう専門性が求められていると思ひます。

石破大臣に伺ひますが、乳幼児期の子供の発達に関わる人がどんな人たちが、専門的知識、技術、経験を持つていふ人たちが集団となつて見守つてくれているということは子供の成長にとつて大変重要なことだと思ひますが、大臣の御認識、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 私もこの部門について専門的な知見を持つていふわけではありません。そういうことについて専門的な知見を持たれた方々が、どういふようなお子さん方の生育過程に合わせ、どのようにしてケアをしていくのかがいいのか、見ていくのかがいいのかということについては、専門家の知見が最も重んぜられるべきものだと考えております。

○山下芳生君 専門家の知見ということでしたけれども、専門家の皆さんが集団で見ることが非常に大事だといふふうにおっしゃつていられるわけですね。

資料二枚目の設備運営基準、第一条2の中に、「児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健康に、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。」とあります。

まさにこれは保育士の役割だと思ひますが、大阪府の提案は、この保育士の資格を持つていふ人をうんと減らしちゃうといふことなんです。どこまで減らすのかといふことで見ますと、これ書いてないんですけれども、ただし、保育士資格を有する主任、担任等を配置するなど質の担保措置をとるといふふうにあります。これ、主任というのは保育所に一人です、最低。それから、担任という概念はないといふふうには伺ひましたけれども、例えば一年齢で一担任といふことだつてあり得るわけですね。そうすると、百人以上の保育所であっても、主任と、担任がゼロ歳から五歳児まで六人、兼務することができますから、この六人

ぐらいさえ保育士の資格を持つている人がいれば、もう百人規模の子供さんを見ることができるといことになってしまふわけですね。これは大変な質の低下を招くことにならざるを得ないと思います。

准保育士というのがその下にありますけれども、サポートする、保育士というんですが、きちとした保育士資格を持つている人が配置された上に准保育士が配置されてサポートというのなから分かりますけれども、保育士さん無資格の方に置き換えるわけですから、これサポートになりません、保育士資格を持つていない人が直接子供に関わっていくことになるわけですから。

そうすると、私、大阪の先生方に、保育士さんたちに聞きました。これはもう主任、担任が大変になると。子供の保育だけではなくて、専門性のない職員も複数指導しなければならぬ、そうすると、これは例えばさっきの障害を持つ子供さんの見方が、どのようにこの子供さんたちの能力引き出していか、発達を保障するかという目ではなくて、かわいそうだなというふうな目で見るような方が周りにいっぱいいたら、子供に対する適切な支援ができなくなるんじゃないかというふうにおっしゃっていました。

こういう心配、厚労省、いかがでしょうか。

○政府参考人(吉本明子君) 現在の人員の配置基準でございますが、先ほど来申し上げましたように、子供の健康、発達、安全のために必要な最低基準ということで、専門性のある保育士を配置した上でそれを担保するといった考え方でやってきているものがございます。厚生労働省としては、質の確保のためにはその基準、最低の基準といったものの確保というのは重要だというふうに考えております。

○山下芳生君 非常に譲ってはならない基準だと思ふんですね。

次に、大阪府の②保育所の面積基準に係る提案について聞きますが、その前に、政府は三月二十八日、待機児童の緊急対策を打ち出しました。国

の最低基準、面積基準との関係でこの対策について説明してください。

○政府参考人(吉本明子君) 三月に取りまとめました緊急対策でございますが、その中身、いろいろございますところですが、一部、規制の運用の弾力化といったところがあるわけでございます。

国の基準を上回って配置基準等を定められている自治体がございますので、その上回る部分を活用した形で一人でも多くの子供を受け入れてくださいといったような内容を盛り込んでいただいております。でございますが、これはあくまで質の確保された認可保育園等を利用できるようにお願いしているものでございまして、国の定める最低基準を満たしていただくということが大前提というふうに考えております。

○山下芳生君 先ほど言いましたように、国の最低基準に独自の上乗せしている自治体に対して上乗せ分を受け入れてくれないかということでありますが、しかし、それでも詰め込みになるということで、少なくとも自治体ではそれはしませんということになっているわけですね。

それからもう一つ確認しますが、厚労省は既に、待機児が百人を超え、かつ地価が高い自治体に対しては、面積基準を従うべき基準ではなくて標準として、下回ってもよいということを出しています。全国でそういう条件にかなった自治体が幾つあつて、実際実施している自治体はどのくらいでしょうか。

○政府参考人(吉本明子君) 御指摘の居室面積に関する基準を従うべき基準から標準にするという、これ時限的な特例でございますけれども、これに関しましては、条件といたしましては、待機児童数が百人以上、それからまた平均地価が三都市、大都市圏平均以上といったことで、今年度四月一日の状況ですと四十七市区町村が該当するところでございます。その中で実態を申し上げますと、現在は大阪市においてのみこの取扱いが適用されているところがございます。

○山下芳生君 大阪市だけなんです。ほかの自治体は、認可保育所の最低基準、面積基準を引き下げてはおりません。

今、大阪府が引き下げているんですが、どういう引下げ方しているかといいますと、例えば、ゼロ歳、一歳児のほふく室、国の基準は三・三平米ですが、一・六平米以上、半分でもいいと言っています。それから、二歳児以上は、保育室一・九八平米以上を一・六五平米以上でいいというふうに切り下げております。

その結果、どんなことが起こっているか。これも大阪市の保育士の皆さんに聞きました。二歳児では、子供同士の距離が保てないことから、かみつきが増えているというんですね。これはどうしてもそうなるというんですね。これはもう一定詰め込まれたら子供はそういうことになる、これはもう法則だと。子供がかみつきをしますと、それは子供だけで終わらないで親のトラブルになります。親同士のかみつきというふうにおっしゃっています。そういうこと、責任を問ひ合うことになるんですね。そういうことが起こっているというふうになりました。今でも大阪府はそういうことを、面積基準緩めちゃったならそんなことが起こっているのに、これは時限的措置ですが、それを今度は特区で大阪市だけじゃなくて大阪府全域に広げようということになるわけですね。

私は、国家戦略特区を利用して自治体の判断で最低基準さえ引き下げよう、実質これはもう、この大阪府の提案は実質最低基準をなくそうという提案だと思ひますが、この間、私、この委員会では、保育施設で子供が死亡する事例が毎年毎年二桁発生していると、それが減っていないという問題を取り上げました。この三月にも東京で、四月にも大阪府で子供さんが亡くなっています。非常に経験年数の短い保育士さんが、保育士資格のない方がローテーションでやつてくる施設において、残念だけれども、うつ伏せ寝が起こったという、誰も見ていない間に亡くなったという、ことであるんですが、そのお母さんはもういたたま

れない気持ちで、こういうことを絶対に起こしてほしくない。

最も子供にとって安全であるべき保育所で、保育施設で子供が亡くなるなどということは一人たりとも、一件たりともあつてはならないということとを強く感じたわけですが、参考人として来ていただいた京都の大学の藤井先生は、子供一人当たりの死亡事故の発生率は、認可外保育施設が認可保育施設の六十倍になると指摘されました。それはなぜかという、保育士の資格を持つている人の配置が三分の一でいいなど、やはり質が保てない状況があるということ、これはもう明確な因果関係があるとみなさざるを得ないと思います。

大阪府のある保育所経営者は、この大阪府の緩和をやりますと、認可保育所まで死亡事故が起きている施設に近づけることになる、これは国家的な殺人だということまで保育士の方から言葉をいただきました。痛切な叫びだと思ひます。

石破大臣、このような子供の安全、発達に直結する保育の最低基準の緩和は、たとえ特区であつたとしても私は認めてはならないと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 今回、大阪府からいろいろな御提案をいただいております。

私どもとして、厚労省とこの提案を基にいろいろな検討を行うことになりましたが、そのときの大前提は、保育の質を低下させないことというのが前提となつております。ですから、それが前提なのであつて、その上でいろいろな検討を行うというところがございます。

そうしますと、保育の質というものが、これによつて本当に保たれるんでしょうね、低下しないんでしょうねということがあります。第一に検討されなければいけないし、保育の質が下がるというようなことがありとせば、それは元々前提が崩れることになりまふので、そういうお話には相なりません。

ですから、保育の質とは何であるか、安全性とは何であるかということがこの議論の前提でござい

いますから、そこにおいて大阪の提案というものが保育の質というものを維持することになるのかどうかということが議論されることになると思っております。

○山下芳生君 私は、この提案では保育の質が維持されることにはならないと、もうそのことは既に実際に死亡事故等で明らかになっていると思います。

日経新聞が、この大阪の提案が参議院選挙の後の臨時国会でもう法案になって出てくるという報道がありましたけれども、これは事実ですか。

○国務大臣(石破茂君) そのような事実を政府として決定したことはございません。あくまで保育の質というものを低下させないということが大前提でございます。一方におきまして、待機児童の増加、あるいは保育士の方々、特に潜在保育士の方々が現場に随分と、六十万人ぐらいでしょうかそれ以上でしょうか、出ていないという状況がございます。

そういったしますと、そういうようなことを総合的に考えてみるべきことなのであって、日本経済新聞を私も拝読、拝読といふかな、読みました、が、そのような事実は政府として決定したことはございません。

○山下芳生君 時間参りました。

待機児童の解消は、言わずもがな、大事なんです。しかし、それは保育の質が保たれてこそですよ。私たちは、やはり認可保育所を増やす、そのためには土地がやっぱり必要ですから、土地さえ提供してもらえば、やりたい人はいっぱいいます。もう八か月で建ちましたという大阪市の新しい保育所も何か所も見ましたけれども、そして保育士の待遇を改善する、そちらの方に国が責任を果たすことこそ本来のあるべき姿だ、そのことを申し上げて、質問を終わります。

○江口克彦君 石破大臣に全てお尋ねしたいというふうに思います。国家戦略特区への取組姿勢というところでお尋ねをさせていただこうというふうに思っています。

日本経済というものを活性化させていくということのためには、やはり地方というものを活性化していかなければどうにもならないという状況になっているというふうに思っています。そういう意味で、安倍内閣は非常に私は賢明だというふうに思っております。地方創生とかあるいはまた国家戦略特区とか、地方の活性化を何としても実現しなければ日本の経済が活性化していかないと。そういう意味で、非常に重要なポストに大変実力のある石破大臣を持ってこられたというふうに私は思っているんですよ、本当に。

日本経済が再生するかどうかは、いろいろと議論があちこちで行われていますけれども、私も随分全国、地方を歩いてきておりますから地方の実情は良く分かっているつもりでありますけれども、しかし、地方の活性化こそ日本経済の活性化だということになってくると、国と地方とが啐啄同機、やっぱり相協力して地方を育てていく、あるいはまた自主的な活動をしてもらうように導いていくというふうなことをしないとイケないんじゃないかというふうに思っています。

そういう意味で、是非大臣も今まで以上に地方にいろいろとサジェスチョン、今までいろいろしていただいていると思いますけれども、是非有効な、より積極的なサジェスチョンをしていただくようにお願いしたいと思っています。

それと、やはり戦略特区として名のりを上げているところが幾つかあるわけですね。そういうところは、自主的に取り組んでいくことを挙げたというところの、そこに対していろいろとやる気をそぐような発言を政治家がするとならば、私はやっぱりそれは好ましくないと思うんですね。国会議員としてはそういうところを褒めて育てると思いますか、励まして育てるというか、むしろ政治家の方が提案をするという姿勢がないといけないというふうに思っています。じゃないと、やっぱり戦略特区として取り組もうとしても萎縮しちゃってやる気を失ってしまうというふうに思っています。

人を育てるといふのと同じだと思っていますね。やっぱり褒めて育てなきゃいけない。けなして育てたら、これは絶対に、よほどの例外を除いては伸びていかない、成長していかないというところはそれと同じことだと思っていますね。

是非そういう意味で、私も政治家にも国会議員にも、戦略特区に名のりを上げたところを提言していく、サポートしていく、協力していくというふうな姿勢を持つべきだというふうに思っていますけれども、大臣として、国家戦略特区への取組に当たってあるべき姿勢といいますか、そういう観点で大臣の御所見を賜りたいというふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) いろいろと御指摘ありがとうございます。

先生がおっしゃったとおりだと思っております。してみせて、させてみて、褒めてやらねば人は動かじという話でありまして、やっぱりすごいね、偉いねということをお政府の側が言うと同時に、それがどうしても特区というところ、秋田の仙北、新潟、養父、以上おしまいたるところがあつて、これをどうやって広げていくかということが極めて大事なことで思っています。

午前中以来議論があります企業の農地所有についても、懸念の表明はいつい出ますが、しかし、特区としていろんな選択肢をお示しをすること、特区としていろいろな選好があるという超えられない部分があるいは所有資格法人でなお超えられない部分がありとせば、農地が農地として守られるということをお前提として、そういう可能性というのは追求してはいるべきではないだろうかというふうに私も思っております。

また、先般、新潟市の特区というものを、私、実際に見るは初めてでしたが、例えば、農地にレストランというものを今までつくってはいけなというお話でしたが、午前中の山本議員の議論の中でもございましたが、しかし、それを特区を活用して、本当に広い田んぼの真ん中に物すごく

しゃれたイタリアンレストランがある、そこが大繁盛しているということでもあります。

つまり、委員の方がはるかに御存じだと思いますが、フランスでもドイツでもイタリアでも、本当にいいレストランというのはパリやローマやベルリンにあるわけではない。本当に農村の生産現場に一番いいレストランはある。パリやローマやそういうところは土地代がやたら高くて、どれだけがおいしいものに對する対価なのかというのかかなり低いのかもしません、あるいはばか高い料金になるのかもしません。

その新潟の農家レストランというのを見たときに、私、本当に今までにない形態だと思いました。本当にそこで自分たちが作った米、自分たちが作った野菜、それを作った人が自分で販売するということがどれほど大事なことになるのかというのは、私はあの農家レストランを見てつくづく思ったことでございます。

また、農業委員会の権能を市の方に移しているわけですが、そのことによっていろいろなことがはるかに早く進むようになった、あるいは、生産法人の役員要件も緩和をしたということによって二十代、三十代の方々が本場に生き生きと農業に取り組んでいるというのを見まして、ああ、特区というのはいかにいいものだ、こういう事例をこちらの方々に広めて御活用いただきたいものだと痛切に思った次第でございます。

○江口克彦君 特区制度は、私は試験管実験だと思っております。要するに、成功するかどうか分らないけれども一応チャレンジしてみようという、これが大事だと思っております。これがイノベーションにつながるべく思っています。IPSの山中教授でもそうですよね。何十回と失敗しているわけですよ、最後にIPS。それと同じように、やはりチャレンジしていくことが大事なわけでありまして、そのチャレンジをしなきゃいけないように、やっぱり大臣だけじゃなくて国会議員全員が、先ほどの褒めてやらねば人は動かじという山本五十六の言葉どおりだと思っておりますので、是非

ういうようなことで、特区でチャレンジすること
るは国会議員全員で褒めるといふようなことを
やったらどうかというふうに思うということだ
す。

ところで、私はこれで最後の質問になると思
います。ということですので、やはり道州制につ
いて御質問をさせていただきたいというふう
に思います。

道州制については、第一次安倍内閣、安倍総
理とも、それから石破大臣とも何たびもやり
取りをさせていただいてきているわけであり
ますけれども、平成十八年に成立いたしました
道州制特別区域における広域行政の推進に
関する法律及びこれに基づく北海道の取組
によって、道州制の導入にどのような進
展があったのか、現在どのような状況にな
っているのかということをお伺いしたいと
し、御説明いただきたいと思いますが、どう
でしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 御指摘の点であり
ます。商工会議所に対する監督の一部など
六つの事務と開発道路に係る直轄事業など
四つの直轄事業を国から北海道に移譲、全
国的な措置につなげた項目は八件、実務上
の対応がなされた項目が十四件ということで、
多くの成果が出ています。ことが答弁には
書いてあるわけでありまして。

実際にそれはそうなんですけれども、私は、
道州制というもののモデルというものを北
海道で示すわけですから、北海道の側から
これも国から道に権限を移譲してくれとい
うことがもつとたくさん出ていないのかと、
正直言つて思っています。そうしますと、
いやいや、権限だけでもらってもお金が来
ないと困るよねという懸念が多分道には
あるんだと思います。

ですから、お金がちゃんと付いてくるとい
うことであれば、北海道がやった方がよ
いというふうな提案がもつと北海道から出
ることは前に進むのではないかと。北海
道の今までの取組がかなりの成果を上げ
ていることは私自身認めますが、それが
道州制のモデルで、これすばらしい

いよねというふうにならぬように国民が認
識するようになってくるかというところ、
まだ道は半ばというところ、それよりも
はるかに遠いところかもしれません。

○江口克彦君 それは私は、歴代の内閣の、
政府の、民主党政権もそう、それから今
の自民党政権もそう、結局、道州制に
対して余り力を入れないということ、初
めは非常に自民党さんなんかは力を入
れて、第一次安倍内閣も力を入れていた
わけですが、今北海道の方から提案があ
つたら受けますよということでしたけ
ど、これ全部で三十三とか提案してい
るんですよ。

それで、今幾つか幾つかというふう
に大臣言われましたけど、現実には二つ
なんです。二つしか、要するに札幌医大
の定員変更など二件のみなんです、三
十三件提案してですよ。それはどうし
てかといったら、官僚が全部潰しちゃう
んです。その官僚が全部潰してしまうの
を大臣が守つても、北海道で道州制とい
うものをもう一度思い直していただいて
取り組んでいただくということをお願
いしたいというふうに思います。

私がなぜ道州制道州制というふう
に申し上げるかというと、地方の活性
化というものは、今戦略特区とか、あ
るいはまた地方創生とか、大臣一生懸
命取り組んでおられますけれども、私
は、根本的な解決にはならないという
ふうに思うんです。いわゆるカンフル
剤なんです。これで日本経済が、ある
いはまた地方が活性化、根本的に活
性化するというのはなかなか難しい。そ
の根本的な解決策は何かといったら、
中央集権を改めるということです。

中央集権というのは、明治以来百四十
八年、およそ百五十年間続いているわけ
ですよ。しかも、昭和十三年に国家総動
員法というのがあります。これは、戦
前の軍部が中央集権というのか、全
部一か所に集めなきゃいけないとい
うようなこと

ですよ。国鉄なんかそうです。何で北海
道の探算も取れないところに国鉄が線
路を敷いたかといったら、あれは兵隊
とそれから物資を運ぶためですよ。探
算なんて考えていないわけですよ。
戦後になってあれがどんどん赤字にな
っていくことになるわけですよ。

もつとひどいのはマスコミなんです
ね。これは、大臣うなづいておられま
すけど、マスコミの実に八割は東京に
集中しているんですよ。なぜ集中して
いるのかといったら、軍部が検閲する
ために集めたんですよ。朝日新聞、毎
日新聞も産経新聞も大阪なんですよ。
にもかかわらず、検閲が必要だから東
京に出てこいというふうなことで、新
聞だけじゃなくて全部、もう雑誌も
そうなんです。取次店が出てきたりす
るわけですよ。それによって、日報が
出てきて、トーンハンが出てくるとい
うふうなことで、言ってみればこれは
もう本當に前時代的な統治機構なん
ですよ。この統治機構を、これ何とし
ても改めないで、これは地方が活
性化しないんですよ、地方が活性化
しないんですよ。

というのは、こういう中央集権です
から吸い取り紙のようにどんどんど
んどんみんな東京に来てしまふわけ
ですよ。先ほど申し上げましたように、
マスコミは八〇%ですよ。それから、
人口はもう三〇%ぐらいはこの東京
圏に集中しているわけですよ。企業も、
売上げ上位百社のうち七一%、七〇%
ぐらいは東京に来ちゃっているわけ
ですよ。ね。ということになる。大
学になると、四〇%東京に集まっ
てくるわけですよ。集まるようになって
いるわけですよ。それが中央集権なん
ですよ。

だから、中央集権を、これを壊さな
いと、要するに、それぞれの、地方分
権地方分権と言われているけれども、
そういうそれぞれの地方に行財政を
主体を置いていくことをやらないと、
例えば先ほど保育所の問題が出てき
ましたけど、保育所のことを、やつ
ぱり身近なところで見えるところ
でいろいろと行政をやっているか

ないと、こんな霞が関から官僚の人
が見たつて、かすみがかつてい
るわけですから見えないうですよ。
やつぱり打てば響くところ、それ
をどう体制をつくっていくかとい
うことをしなければならぬのでは
ないだろうかというふうに思
うんですよ。

ですから、今やっておられる、大
臣が一生懸命取り組んでおられる、
安倍内閣が一生懸命取り組んでお
られる地方創生とか国家戦略特区
というのは非常に私は賛成なんです
けど、カンフル剤ですよ、根本的に
は国の統治機構を変えなければ本
格的には日本の活性化にはつな
がらないというふうなことを是非知
っていただきたいというふうに思
うんですよ。一度チャレンジして
いただくのか、日本を活性化す
るために考えをいただくというこ
とはかないませんか。

○国務大臣(石破茂君) これは、我が
党の中にも本當に様々な議論があ
つて、この道州制というものを議
論するとき、これ何度同じような
答弁をして恐縮ですが、とにかく全
国町村会が絶対反対である。町
村長大会に行くと垂れ幕に道州
制絶対反対と、こう書いてある
わけですよ。そうすると、やつぱり
我々議員としてはややひるんじや
うとところがある、また民進党さ
んにも共産党さんにもいろんな
御議論があり、当然与党公明党
にもいろんな御議論がある。こ
こは私、もう一回この道州制とい
うのをきちんと考えようという、
そういう仕切り直しが必要なの
かもしれない、そんな感じがいた
してあります。

ですから、委員の書かれた本も最
近はまた再読させていただいてい
るところなのですが、よく理解を
いただくためには、まず基礎自治
体たる町村の御理解をどうや
って得るかということ、やはり
そこにおいて我々議員が、町村
長の方々、市長さん、またちよ
つとスタンスが違うんだと思
います。町村長の方、町村議
会の方々はあの平成の大

合併のトラウマみたいなものがあつて、これが都道府県の大合併になるのではないかと、それだつたら絶対反対だと、こういう話になるわけで、そこはそうではないのだということを、もう一度委員の著作等々を拝読しながら、私自身考えてまいりたいと思つております。

我が自由民主党としてどうするかというのは党内の議論でございますが、党内でこの話を本当にどうするか。カンフル剤というふうにおっしゃいましたが、地方創生も内閣挙げて一生懸命やつておりますが、それがまだ点が密になつてゐる段階で、まだ面になつたとは私自身認識をしていないのです。

この内閣がたとえ替わつても、あるいは大臣が替わつても、これがちゃんと続いていくということが担保されないとこれも駄目なことなんだろうなと思つていますが、私はこの議論、もう一度きちんと我々として考えて、仕切り直しという言葉は撤回しなきゃいけないかもしれませんが、なぜこれをやらなければいけないのかという認識をも一度新たにしたいと思つております。

○江口克彦君 是非大臣、もう一度考え直す、そういう組織、プロジェクトを大臣の手でつくつていただけないかということです。

それと、市町村会も、知事会でも同じことですが、それと、なぜ反対するかというのは、もう大臣お分りになつておられると思ひますよ。

四十七都道府県で官僚のOBの知事は何人いますか。

○国務大臣(石破茂君) 済みません、正確には存じませんが、北海道からずらずと、北海道が経産省だつたと思ひますですね、ずらずらずと考へてみると三十人はいるだろう、それ以上いるかもしれません。

○江口克彦君 まさにさすが大臣、そのとおりです。実に六割五分ぐらひは官僚OBの方が知事になつてゐる。知事になつてゐるということはこういうことかという、自分の後輩を次のポストに、要するに知事のポストが天下り先になつてい

るんですよ。ですから、四十七都道府県が十なり十四になると、それはポストが減るわけですよ、知事という今度ポストが。そうすると、後輩に申し訳ないというようなことで反対する。

それから、市町村は今千七百七十ぐらいありますよ、千七百七十ぐらいある。それが道州制ということになつたら三百ぐらいになるわけですよ。要するに四十万人ぐらひの人口が一番行政効率がいいんですね、私の計算によると。そうすると、現在の一億二千万ということになると、三、四、一億二千万です。千七百七十の長の人たちはそのポストを失つてしまふ、数が少なくなつてしまふ、それから地方議員も少なくなつてしまふといううな、我が身のことしか考へていないんですよ、はつきり言つて。そこを大臣、見抜いてもらわないと駄目ですよ。

要するに、私が申し上げたいことは何かといへば、速きおもんばかりなければ近き必ず憂いありという言葉、御存じですよ。要するに、私が申し上げたいことは、先を考へて今手を打つておかないといけないですよ。そのときになつて慌てて、国がたがたになつてしまふ。そして、地方が疲弊して、地方が今シャッター通りになつていますけれども、言われていますけれども、幽霊通りになつたら困るわけですよ。

地方が元氣になつてもらうためには、やつぱり地方に財源と権限を与えて、そして地方第一主義でいかなないと駄目なんですよ。今、国第一主義で考へて、これも大事だと思ひますよ、国第一主義大臣は、そのためにこの日本再生を安倍総理は石破大臣に託されたんじゃないかというふうには思つてゐるんですよ。まあ安倍さんは今、伊勢に行つていますけれどもね、伊勢に行つて、それはそれで重要な。だから、こはやつぱり石破大臣が日本の国全体を今後どうするかという、そういう考へ方を是非持つていただきたい。私は、申し上げておきますけれども、三十七万

平方キロの、この三十七万平方キロのこんな、モントナ州と同じ広さですよ、それを四十七に細切れにちよんちよん切りにして、百四十年前は何がありました、乗り物、人力車かごか、あるいはまた汽車かどうか知りませんが、そんな程度ですよ。今はどうですか。そのときの、電話もないような状態でしょう。今、インターネットもあれば飛行機もあれば、あるいはまた車もあれば新幹線も走つてゐるような時代ですよ。それを四十七に細切れにしていかに非効率か、いかに無駄金が行われてゐるか。

ここを、日本の明日を考へて、日本があつたイギリスの、あるいはまたイタリアの轍を踏んだら駄目なんですよ、いわゆる老犬国になつたら駄目なんですよ。いつまでも元氣な、活氣のある日本といふものを目指していくことをしていかないければならないということを願ひたいといふふうに思ひます。

最後に一言。

考へてみると、これについて考へる、そういうことをしてみたいと先ほどおっしゃいましたけれども、是非そういうプロジェクトなりあるいはまた考へる場を石破大臣のときに、下でつくつていただきたいということをお願いして、私は、これで私の最後の質問とさせていただきます。何かあればどうぞ。

○国務大臣(石破茂君) 済みません、江口委員の最後の御質問に答弁させていただいて、誠に光栄だと思つております。

この四十七都道府県というのは明治二十一年に決まつたものでありまして、もうそれ以来何も変わつてゐないわけですね。本当にこれでいいんですかという意識は私はすごく持つております。ただやはり、私は鳥取県人という意識がすごくあつて、やはり岡山県人でもない、鳥根県人でもない、鳥取県人だと。それは鳥根県の方も岡山県の方も一緒なのかもしれません。多分一緒でしょう。そうすると、そういうような県に対する一種の愛着みたいなものを維持をしていきながら道州

制に移行するということは、私はバリエーションとしてあつてしかるべきものではないかと思つております。

もう一点は、委員が著書の中で指摘をしております。国費分担金というものをどう考へるべきなのか。多分これは日本国憲法をいじらなくてもできるお話だと思つております。子細な検討が必要ですが、それを地方が出していく、国から地方に渡すんじゃないかと、地方が国家の運営のために必要なお金を分担金という形でそれぞれの経済に比例した形で納めるということになると、国の形は多分がらつと変わつてくるだろうというふうには思つておるところでございます。

ですから、選挙に不利になるからとか自分の後輩に迷惑掛けるとか、そんな話をしていてもしょうもないので、次の時代のために何をすべきかというのを私も責任政党としてまた考へていかねばならない、そういう責務を負つてゐると思つております。

ありがとうございます。

○委員長(神本美恵子君) 江口克彦さん、時間で

すので。

○江口克彦君 最後に、委員長並びに各委員、そして、最後に私の答弁していただいた石破大臣に心からお礼を申し上げます。

どうもありがとうございます。

○山田太郎君 日本を元氣にする会、無所属会の山田太郎でございます。

私も、再選がないとこれが最後になつちゃうといけませんので、頑張つてやりたいというふうに思つておりますけれども、まさに、江口先生のはマクロ的なところから今回の国家戦略特区の質疑をされたと思ひます。私自身は、多少ミクロ的というか、具体的などところから質疑させていたきたいと思つております。

まさに国家戦略特区の考へ方、私は、総論としては賛成であります。私も企業人でありまして、改革を一生懸命やる会社をつくつてきました。多分これまで三百社以上の改革、大小を含めていろ

いろいろやってきたわけですが、まさに改革でいうところのプロトタイプというんですね、各地域に区切って成功事例を展開していくというやり方はまさに理にかなったやり方だというふうに思っております。

一方、今回戦略特区の議論があるのは、やっぱり国にも大きな危機感があるからだろうと、このままではまずいと。どこから成長を求めていくのか、地方を変えなければならぬのか、そういう観点から議論していると。一方、石破大臣とも何度も質疑させていただきながら、少子化の問題、高齢化、農業の問題、本当に課題を共有するところは非常に多いというふうに思っております。

ただ、私も改革のプロとして多少、修正並びに問題点、これは指摘させていただきながら、よりいいものができるようにということで今回幾つか取り上げてやらせていただきたい、こんなスタンスでやらせていただきたいと思っております。

まず最初に、ちよつと順番変えまして、クールジャパン、アニメ産業というところで少し質疑に入っていきたいと思います。

クールジャパン自身は、安倍政権の目玉でもありますし、今回の国家戦略特区の中でもインバウンドというところで外国人を取り入れていくと、こういうことが語られているんですが、ただ、今回の入口になった背景は何かというと、これ新潟の経済同友会さんが、タイ人の男性が専門学校を出ただけけれども、アシスタントとしてある漫画家さんから内定をもらったんだけど実在留許可が出なかったと、これをめぐって何とかできないだろうかというところで多分話がスタートしたんだというふうに思っております。

じゃ、本当に今回の戦略特区の考え方が、それに即して何かこういった問題を解決し、かつクールジャパン、あるいは外国の人たちにもより漫画、アニメが促進するということに資するのかもしれないところは、実は細かく見ているとどうもちよつと道筋がどこかで違ってきているんじゃないかなというところで取り上げたいとひとつ

思っております。

資料をお配りしていますのでひとつ見ていただきますんですが、アニメーション制作の実態ということで前回も少し、まさに職種平均の年収が、動画百一十万円、第二原画では百二十万円というのは非常に低いということを前回ちょっとお話ししました。

ただ一方、もうちよつと細かく見ていくと、何と契約書取り交わしは、全く取り交わしていないが四二%、時々取り交わしているが二一%。就業状態は、円グラフを見ていただくと、自営業、フリーランスで半分以上と、こういう実態になっているんですね。ただし、どこで働いているかというと、制作会社で九〇%が働いていると、こういうわけなんです。

でも、何で辞めないかというと、まさに私自身も漫画、アニメ、ゲームを特に表現の自由というところから守っていかなくちゃいけないということをやつとやってきたんですが、やつぱり好きな人は好きなんです。仕事がいから六五%ということでは、やつぱりこういう状況下でも辞めないというのは続いているわけがあります。一番収入がこのアニメ業界で高いと言われている監督さん六百四十九万円と。これ、そして、全、いろんな職種から比べたときに高いとは決して言えないというふうに思うわけがあります。

一方で、こう見てみると、これは最賃も割っているんじゃないかというふうなことで、法的に問題がないかということで今回随分いろいろ調べさせていただきました。

ちよつと次の資料を見ていただきたいんですが、実は、雇用形態としては、今回、請負のフリーランス並びに個人事業主という形で受けているということなので、実は下請法というのが一つ考えられるんですね。ただ、下請法は、その元請というか、発注する側が資本金が一千万円超の会社が出した場合に受けた側が下請として認識されるわけでありまして、実は、出している今回の制作会社がみんな小さいところらしいと。実はこの

調査がなかなか進んでいないということも言われているんですが、そうなってくると、実は幾ら給料が安かろうと、労働基準上問題であつたとしても、まず雇用契約としての社員ではない、だから外れてしまう。一方で、下請法として守られているかという保護されていないと。こういうところにすぽん入り込んでいくと。これが全体で法律の抜け穴というか、わざわざ抜け穴をつくったからとは思いませんけれども、抜けている部分なんじゃないかなというふうに思っているわけがあります。

そこで、ちよつとこの辺はまず厚労省さんからお伺いしたいと思えますけれども、実際には制作会社に机を並べていて、かつ、元請から要は都度指示を受けながら作業をしている状況は、もしかしたら偽装請負という可能性もあるわけでありまして。あるいは、みなしとしては雇っているのと同じ状況ではないかということも考えられるわけがあります。

レクの中でも、もちろん個別判断になるとの前提はありましたが、偽装請負の可能性は全くはないというふうな話もいろいろあつたのであります。が、労働法制をつかさどる厚労省さんの立場としては、この辺を今後調査してみたりとか研究したりとか、又は請負上にも問題があるのではないかというふうな懸念を持っているかどうか、この辺り御答弁いただけないでしょうか。

○副大臣(とかしきなおみ君) お答えさせていただきます。

アニメ業界を含め多くの働く方の法定労働条件の履行確保を図ることはとても大切であると、このように考えております。

労働基準監督機関におきましては、労働基準法や最低賃金の違反が疑われる事業者に対しては監督指導を実施させていただいております。違法な長時間労働や適切な賃金が支払われていないなどの違法があつた場合は、それを是正を指導させていただいております。

特に昨今は、長時間労働はこれを削減していこ

うというのは喫緊の課題でありまして、月に百時間超えの残業を把握した時点で全ての事業者に対する指導監督を行わせていただいております。本年度からはその対象を更に月八十時間超に拡大するなど、法定制度の執行強化に取り組んでおります。

ということで、これもアニメ業界も含め働く方々が安心していただけるように配慮していきたいと、このように考えております。

御指摘のアニメーターの方について、フリーランスで契約している場合なんですけれども、これも実は雇用形態いろいろあるようでございまして、使用者の指導監督下にあるか否か、報酬が労働の対価と言えるか否かによって、実態に即してそれが対価と言えるかどうかと、個別に判断していかなくてはならないということ、その結果、もし労働者として認められるのであれば労働基準法等が適用されると、こういうことになりました。その上で、労働者と認められた方におきましては、労働基準法や最低賃金法に定める労働条件を下回っている場合はその是正を指導していくというところで、ケース・バイ・ケースでその都度その都度判断していかないとなかなか対応できないということでもあります。

アニメ業界以外にも、いろんな問題を抱え、構造的に長時間労働になったり低賃金になっているような業種もたくさんございますので、それぞれ、しっかりと労働者の働きやすい環境を確保していくことをこれからも心掛けていきたいと、このように考えております。

○山田太郎君 ありがとうございます。好きこそ何とかというのがある意味で付け込んでいられると言われかねないような状況だというふうにも思っております。産業を進展させるためには、政府としてもこの漫画、アニメ業界を育成していくということの方針としてあるようですから、是非、この辺りに少しメスというか、まず実態の調査をしつかり特に厚労省さん等にはやっていただきたいと思います。

経産省さんにも、あわせて、これを育成する立場にあると思いますが、例えば経産省側からの申し入れとして、要は、フリーランスで個人事業主、一千万以下だから法律に引つかからないという状況を何とかしなきゃいけないんじゃないかというような問題提起、一方であつてもいいのかなど。実は、これはもしかしたらアニメ業界だけじゃない問題、いろいろ、いわゆるでつちと言われるようなところがまだまだ残っているような産業にはあるのではないかな、中企庁さんも含めて課題だと思いたうので、是非経産省さんからも御答弁いたしたいんですが、いかがですか。

○大臣政務官(星野剛士君) お答え申し上げます。

アニメーションの制作は、中小の制作会社や個人のアニメーターを含めた多くの事業者によって支えられておりまして、親事業者と下請事業者の間の取引の適正化が重要だと認識をしております。

このような状況を踏まえまして、経済産業省では、平成二十五年四月にアニメーション作成業界における下請ガイドラインを策定をいたしまして、その普及啓発を行ってきているところでございます。例えば、短納期発注における単価協議の必要性や書面で交付すべき業務内容など、事例を挙げて説明をしているところでございます。

また、アニメ産業全体の市場成長や生産性向上も重要な課題だと認識をしております。経済産業省では、アニメ等の国際見本市の開催による国際展開や、デジタル技術の活用による生産性向上促進等の振興策にも取り組んでいるところでございます。

アニメ産業を支えるアニメーターの就労環境の向上にもつながるよう、今後ともしっかりとアニメ産業の振興に努めてまいりたいと、このように考えております。

○山田太郎君 もう一つ、次のページの資料を見ていただきたいと思います。これ、若手の専門学校卒の平均年収の実態ということも調べさせていた

いただきました。これ、文化庁さんの資料から取っていますが、年間平均百六万円だということでありまして、ますます動画の平均よりも低いということなわけでありまして。これももう明らかに、どう計算しても最賃、最低賃金を割っているんじゃないかと。東京都のいわゆる時給の最賃が今九百七円ということでありまして、実態二百八十六万円を年収で割ってしまつと、もうこれは最賃以下ということになるわけなんです。

実は、これを見てみると、ちよつと今回の経済特区のデザインではおかしい話が出てきます。これは何かといいますと、外国人の人を学校に呼んでインバウンドで育てようというふうについて、実際にこれでは外国人の人が、じゃ、このアニメーターの仕事に就いたときに、まずこの専門学校を出た平均では最賃を割ってしまう。実は外国人の方々が、じゃ、勤めた先でどれぐらい年収をもらっているのかということ、上位五位等をいろいろ試算でいただいたんですが、全部最賃以下だったと。こういうような状況下もある中で、こうなってくると、そもそもこの経済特区は何のためにつくったのかと。つまり、在留許可は結局下りないんですね。

在留許可が下りるための条件としては、これは今日は法務省さんにも来ていただいていると思ひますので、最賃についても余りいろんなものにきちつと書かれているわけじゃないので、実是在留許可に関しては、単純労働は駄目だよという論点と、もう一つは、日本人のその領域における最低賃金等を割るような状況では駄目だよというのがあると思ひますが、まづちよつとこの辺り、法務省、確認したいんですが、いかがですか。

○政府参考人(佐々木聖子君) 御説明申し上げま

す。アニメーターとしての活動が該当し得る在留資格として、技術・人文知識・国際業務が考えられます。この在留資格は、一般的にはフルタイムで就労することを前提としている在留資格ですが、その業務内容が専門的な知識や技術を要する業務

に該当し、さらに法務省令に定める学歴要件あるいは報酬要件を満たしているかと判断された場合に認められるものでございます。

今委員御指摘の年収約百六万円という例でございますけれども、フルタイムで稼働してこの金額の場合には最低賃金すら満たしていないと考えられることから、たとえ他の要件を満たしているとしても、法務省令に定める今御指摘の日本人と同等額以上という報酬要件に適合するとは認められず、一般的にはこの在留資格が許可されないこと、御指摘のとおりでございます。

○山田太郎君 これはもう石破大臣にお伺いしなきゃいけないと思うんですけども、この辺りが、デザインというか、思いとしてはすごくいいんだけれども、現実的には適用ができないというんですかね、一切これでは、まさにせつかつく戦略特区として目玉で一つ箱をつくっていただいて、アニメ振興、漫画振興ということをつくっていただいても、まあ詰めが甘いというふうに言っちゃうとすごく怒られるかもしれないんですけども、別の論点も含めて大きくしつかり実態を考えたていかないと、なかなか一件も適用できない可能性が出てきているという実態、この辺りをちよつと大臣の方からも御答弁いただきたいんですけども、いかがですか。

○国務大臣(石破茂君) 大変いろんな御指摘をいただき、ありがとうございます。まず、実態をきちんと認識をしなければいけないと思っております。今、とかしき副大臣から答弁がありましたが、私ども政府として、まず実態をきちんと把握をして、クールジャパンの人材、せつかつくいろんなスキルを身に付けて、希望に満ちて働こうと思つたら駄目ですよというふう

に言われる、その基準が余り明確ではないねというところも決してよろしいことではございません。そういうような人材がきちんと登用できますように、法務省、あるいは厚労省、経産省と私どもも協力してやってまいりたいと思っております。

○山田太郎君 是非、クールジャパンや外国人受

入れというのは私はできればやっていただきたいと思うんですが、ちよつとこれをきつかけに、産業育成の在り方どうなのかということも、地域とはまた別にこういう問題が隠れている、これはほかの産業にもあることかもしれません。この辺り、総合的に考えていく必要があるんじゃないかということ御提起させていただきます。

さて、次は、ちよつとこれも前回やつたんですが、障害者雇用の問題で、少しこれも違った角度で、この箱がうまくいくようにということ質疑を続けていきたいと思ひます。

障害者の雇用の問題に関してはこの委員会でも私、何度か取り上げさせていただいてはいるんですが、前回も少しそれはやつたんですけども、ちよつと資料をこれも付けておりますので、特別支援教育の現状ということ、ちよつとその資料、最後の紙になりますけれども、ちよつと飛ばして見ていただきたいというふうに思っております。

まず、問題は、知的障害者並びに精神障害者なんです。今、障害者の雇用に何とか増やしていこう、法定雇用率二%を全企業において実現していこうというのが一つの考え方。中小企業においてもそれが今平均で大体一・五以下ですから、LTPみたいのをつくって、うまく効率的に中小企業でもその比率を高めていこうというのは分かるんですが、どういう方々が、じゃ、今後職に就く可能性が出てくるかということについて細かく見ていきますと、四月一日の障害者差別撤廃法を機会に、知的障害者並びに精神障害者の方々の受入れをどうするかということが実は大きな問題なんです。そういう障害者を持っているからという理由で拒んだりできないということになってきま

す。一定数の機能障害の方々は、これまで確かに国も一生懸命やってきたということで、かなりいわゆる就職はできているということなんです。特別支援学校の状況を実際文科省さんに資料を作つていただきましたので見ていただくと、就業者が

三〇%、それから施設・医療機関ということで二・八%ということで、基本的に三割ぐらいしかいわゆる就業ができていない。

もう一つ今日ちょっと論点にしたいのは、進学者というところも見ていただきたいんですが、進学者が今の知的障害者の実態だというふうに考えています。

まず、この辺りの資料をちょっときちつと確認する必要がありますので、文科省さんの認識としてはこういうことでよろしいのか、今日来ていただいていますので、御答弁いただけますでしょうか。

○副大臣(義家弘介君) そのとおりでございます。

○山田太郎君 打合せどおり、短くということをお願いしたとおり、本当に御協力ありがとうございます。

さて、もう一つの、これも確認なんです、じゃ、知的障害者の方々の平均勤続年数はどれぐらいかということで、これも厚労省の方、調べていただいていますので、これも短くて結構でございます、何年ということでお答えいただけないでしょうか。

○副大臣(こかしきなおみ君) 知的障害のある方の平均勤続年数は七年と九か月ということで、これは平成二十五年度の調査でございます。

○山田太郎君 ありがとうございます。

実は、この七年と九か月が長いのか短いのかということなんです、障害者全部の平均では約十年ということになっておりますから短いんですが、意外と長いといえは長い。ただ、大体八年弱ぐらいでは全部の知的障害の方々は一旦仕事を辞めることになっているというのが実態だということだけは確認できたと思います。実は、特別支援学校を十八歳で卒業されますから、二十六歳代で一度仕事は皆さん辞めるという経験をするんですね。

私を取り上げたい問題は一体何かというと、こ

こからでありまして、再就職問題であります。この再就職がどれぐらいできているかということについては、厚労省さんにも皆さんさんお願いしてデータ集めていただこうと思つたんですが、特に区別していろいろ取れないということ、実態が分からないということでありました。

私は、まず、二十六歳からの青春じゃないですけども、健常者であれば、今大学全入時代なんといつて、二十二、三から勤め上げて、もちろん、今若手の子たちは短い就職だとかいろいろ言われていますけれども、やっぱり自分をまた見詰め直しながら再就職うまくやっている。でも、知的障害者の子たちの状況、私もいろいろつぶさにそういう施設を今回って聞いていますけれども、なかなか一度辞めると再就職がしにくいと。

逆に言うと、八年近く勤めていますから、ここを辞めた後、いきなり特別支援学校を出て就職したので、今度は戻るところがありません。我々健常者であれば、例えば大学に戻るとか、あるいは大学時代、自分を見詰めたことを考えて、やっぱりこっちが向いているんじゃないかといういろいろ考えられるわけですが、非常に再就職が難しいと、こういう状況なんだというふうに思っています。

そういう意味で、私自身は、まず今のこの現状、他の機能障害の方々なんかはどちらかというと非常に進学率が高い、にもかかわらず、知的障害又は精神障害の子たちは高等教育に対する進学が非常に低い。これはなぜかという、どうして特別支援学校が就職を目的という、最後のところは、もちろんこれは生きていくためには大事だから決して否定はしませんが、ただ、やっぱり高等教育に進むという前提がシステムとしてデザインされていないんですね。

一方、アメリカ等を見ますと、実は、二〇一四年の資料なんです、マサチューセッツ州立大学とかも含めて、アメリカで四千年ある大学のうち三百校が知的障害者を受け入れる枠組みをしっかりと持っている。これがやっぱり先進国の私は

今後の、しかも日本も障害者差別撤廃法というのを作つたんですから、そうあるべきだというふうに思っております。

どうしてもこれは厚労と文科のはさまに落ちてしまっている議論ではないかとも思いますが、頑張つていただきたいのはまず文科省ということになるわけでありまして、こういった現状を踏まえて、私は、特に知的障害者の子たちの再就職等も含めて、高等教育の機会を増やしていくべきなんではないか、少なくとも国立大学に関してはそういう枠組みを取るべきだと、こういうふうに思っております。是非この辺り、文科大臣、御答弁いただきたいんですが、いかがですか。

○副大臣(義家弘介君) 委員の御指摘のとおり、意欲のある者たちが様々な機会が与えられることは極めて重要なことだというふうに思っております。知的障害者も含めて大学が障害者に対して多様な学びの機会を提供できるように、引き続き理解を促してまいりたいというふうに思っております。

また、一点付言すれば、アメリカの場合は様々な大学で大体知能指数で区切つて、七〇以上とか知能指数で区切つていられるわけですが、十人以上十人よりはタイプが違ふわけで、どのような支援が一人一人にできるのか、これは丁寧に寄り添つていくことが求められているというふうに認識しております。

○山田太郎君 もう一つ、三月十日の前回の内閣委員会の質疑の中でも、国立大学の教育を利用するということを検討していただけているということで御答弁はいただいているんですが、この状況、どういう展開があったか、この辺りも御答弁いただけますか。

○副大臣(義家弘介君) 御指摘を受けた上で、また障害者差別解消法の趣旨も踏まえて、各大学に理解を求めているところでございます。

○山田太郎君 ありがとうございます。

今回、文科省さんとは個別にいろいろやらせていただいて、本当に一生懸命やっていただいている

ます。各国立大学にも通達されたということ、あの後、いろいろ国立大学の方からもそういうのが来たということを確認しております。

ただ、ここで言っちゃうのがいいか分からないんですが、けしからぬのは、ということで私も個別の今度は大学のところの話をして、できればそういう知的障害の子たちを受け入れることを働きかけましたら、じゃ、大学としては何のいわれる価値、効果があるのか、利益があるのか説明をしてほしいとか、国立大学でそういうことを言われちゃうんでは私はまずいというふうに思っているんですね。

ちよつと国家戦略特区の話に戻さなきゃいけないと思いますが、まさに今回の国家戦略特区は、企業の方からこうやって二%の障害者を雇うという視点からデザインされました。それはそれで私も大事だと思いますが、障害者サイドの側から、ゴールとしては、その方々の生活を幸せにしよう、できれば自立して働いて人生を楽しめるようにしよう、こういう視点もやっぱり大事。

そうなってくると、できれば今後、国家戦略特区の考え方の中で学校そのもの、そういう障害者を受け入れた場合のデザインというのは、中小企業が二%行っていないという以上に議論されるべき内容だということにも思っています。是非その辺り、これは石破大臣、それから文科省等に当たりますので副大臣の方に、いろいろとお考え、御答弁いただけないでしょうか。

○副大臣(義家弘介君) 今、大学の方でというお話を聞いてちよつと私自身もびっくりしたところがあります、まず、社会というものは多様性、みんなが助け合いながら一つの社会や国を形成しておりますので、そういう意味では、共に居場所を認め合いながら尊重し合うということは、もうそれ自体で意義というものは存在しているというふうに思います。

法律も成立したところでございますし、文部科学省としても更なる促進を図つてまいりたいと思っておりますし、また、そのような声をまさに障害のあ

る方が聞いたら相当傷つく話であろうと思いますが、けれども、どういふ状況なのか、また改めて委員も含めて教えていただいて、対応してまいりたいと思っております。

○国務大臣(石破茂君) 私も自民党でユニバーサル社会実現議員連盟の会長などをいたしておりますが、そういうユニバーサル社会なるものをきちんと実現するために今回の法改正というのはあるというふうに認識をいたしております。実効が上がるように更に努めてまいります。

○山田太郎君 もう最後、三十秒ぐらいあるので、最後までやりたいと思います。

もう一つは、障害者のA型、B型の施設においても、これも前回ちょっと指摘したんですが、そういう障害を持った方々に対しては費用が出るんですが、それを、できるだけ自立していくために、営業とか技術の指導、そういったことが出来る人の分についてもある程度制度として検討していかないとなかなか維持できないと。やるべきことは、単なる補助だけではなくて、最後はやっばりいろんな形での自立、共助につなげていくというやり方だと思っています。

この辺りの御検討を今後していただきたい。こうすると、特に知的障害者の人たちの、先ほどの表でも見ていただきましたが、六割がそっちに行っていますので、そういうところが随分変わってくる。これは、LLP、今回考えると同時に、同じ効果を非常に持つというふうに私は思っていますので、これは厚労省の方、御答弁いただけないでしょうか。

○副大臣(とかしきなおみ君) お答えさせていただきます。

B型の事業所などで働く方々の工賃を向上するため、そのために営業努力は大切であるということとは十分承知しております。

ということ、従来よりも、営業活動を含め目標工賃を達成するための指導員を配置した場合に、報酬上評価することとさせていただきます。これは平成二十一年度から創設しております。

して、目標工賃達成指導員配置加算というふうに言っておりますけれども、これを平成二十七年障害福祉サービス等報酬改定におきましてこの報酬を引き上げさせていただきます。

ということで、厚労省といたしましても、こういった努力をいろいろ積み重ねて、なるべくB型事業所で働く方々の、障害ある方々の工賃が少しでもアップしていくように力を尽くしていきたいと、このように考えております。

○山田太郎君 時間になりました。これで終わりにしたいと思います。

ありがとうございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。生活の党と山本太郎となかまたち共同代表の山本太郎です。

国家戦略特区改正案の農業分野についてこれまで質問をしてまいりました。石破大臣が前々回の質疑のときに、食料自給率の議論において、自給力というものが大切なんだと、大事なんだとおっしゃいました。私も、大臣と同じく、自給力、大切なことだと思っています。食料自給力と食料自給率、これらは両輪であり、共に重要であると。

参考人の東京大学の鈴木宣弘先生、ブッシュ前大統領は、食料自給できない国を想像できるか、それは国際的圧力と危険にさらされている国だと演説、アメリカの大学では、標的は日本だ、日本人の直接食べる食料だけでなく、畜産の餌穀物を全部アメリカが供給すれば日本人を完全にコントロールできると言っていて、アメリカはお米を一億四千万で輸出していますが、一億二千万との差額の九割は政府が払っている、それが食料戦略だとおっしゃいました。そして、日本農業が過保護で衰退した、欧米は競争で発展したというのは間違いで、食料戦略があるかないかの違いだとおっしゃっております。

お手元の配付資料、御覧いただけますか。一枚目は農水省の資料でございます。各国の農家所得に占める直接支払額の割合、日本が四三％、EUが七一％、アメリカは一九％となっております。そ

して、二枚目の資料、国立国会図書館に作成してもらったものです。農水省と同じ二〇一一年の各国のWTOへの通報を基にした資料でございます。アメリカの農家への支出について、農水省の資料が見ているのはWTOに通報したものの中で黄色の網掛けの部分のみですが、これに直接支払だけではなく国内食糧援助や市場価格支持なども含めると一千三百九十四億八千六百万ドル、二〇一一年のレート一ドル七十九円八十一銭で換算すると十一兆一千三百二十四億円。黄色の網掛けから外れている国内食糧援助は国内の低所得者向けのフードスタンプなどで支給される食糧援助の政策で、農業生産と農業所得を支えていると。しかし、これアメリカ産だけ購入しているわけじゃないからということで直接支払から除外しているようなんです。結果、全てを合わせるとすると、農家への支出の割合は二三％ということになるらしいんですよ。

農家所得に占める直接支払額の割合について、農水省の資料がアメリカの農業に対する政府支出を非常に小さく見せているんじゃないかなって、これ国民に対して事実と反する情報提供にもなるんじゃないかなって私は心配するんですけども、これ、石破大臣、ごめんなさい、通告はして出への事実ということは御存じでしたか。

○国務大臣(石破茂君) もちろん、こういう数字は、農林水産副大臣あるいは大臣をしておりましてときにこういう数字というものは当然承知をいたしております。

○山本太郎君 これ、この差といいますか、もちろん直接の支出というのに限つていうと、この農水省が出すものに關してはうそではないという話になるのかもしれないですね、このWTOの、どういうふうに通報したかという話になると、でも、実際、アメリカではこれ直接ではないけど間接的に農家に対する支援になっている、生産の支援になっている、所得への支援になっているというところは、これ間違いのないことだと思う

んですよ。このやり方というのは非常にいいことじゃないかなというふうに思うんです、私としては。要は、農家という部分も、要は、何ですかね、自分たちの所得というものがはっきりとこれ担保されることです。自分たちの、何でしようね、自分たちの生活というものをしっかりと担保できる、国がしっかりとそれをバックアップをしているというのがアメリカの状態なのかなというふうに思うんですよ。

我が国でも生活が苦しいと言われている人たちが六二・四％もいらっしゃる、六人から七人に一人が貧困という状態の人がいると。それだけじゃなくて、高齢者の五人に一人が貧困、障害者の四人に一人が貧困、生活保護を受けるべき人たちの約二割程度しか受けられていないというような低所得、貧困という状況に置かれた人たちが多数いるわけですから、アメリカの食料戦略のように、貧困世帯、この低所得者世帯の方々に食料支援という形でやっていくば、農家にはそれによる間接支援という形がなされていくんじゃないかなと。

アメリカだって、これWTOの違反じゃないんだと、自由な価格競争を阻害するものじゃないんだという言い訳はありますか、やり方で農家を大きくバックアップしているという背景がありますよね。直接支払という形ではないけれども、間接支払という形で生産、所得という部分をバックアップしているというものがあろうと思うんですよ。

これ、自給率、自給力共に大きく変化、そして強くしている部分なんじゃないかなと思うんですけども、ここは、食料の世界戦略で世界をコントロールするために生産者に安定した力を与えようとしている宗主国様の方というのはいまねるべきポイントなんじゃないかなと思いますけれども、石破大臣、いかがお考えですか。

○国務大臣(石破茂君) それは、合衆国は、先ほどブッシュ大統領、前大統領ですか、の御指摘がありました。その話は私も大臣当時に何度か承知をしておりますし、原典に当たったこともござい

ます。これは平成二十一年度から創設しております。

ます。

ややニユアンスは異なるように思いますが、アメリカの食料戦略、私は全て正しいと思っております。それは、例えば日本である時期すごく大豆が高騰したことがございましたよね、それは何であんなことが起こったかというと、アンチボー、イワシが不漁になったので、結局、たんぱくというものを大豆に置き換えたので、それで日本の大豆が不足をして、物すごく豆腐が上ったということがございました。また、スタインベックの「怒りの葡萄」という小説がございしますが、アメリカの農法が私は決してサステナブルなものだとは思っておりません。

それから、私どもとして、宗主国という表現をお使いになりましたが、私は合衆国が宗主国だとは思っておりませんが、日本として本当に持続可能な農業というものを維持していくこと、そしてまた、日本の持っている農業生産力を最大限に引き出していくことが必要なのであって、私は、食料を戦略物資として使うということが余り横行すると、世界人類にとつて決していいことばかりではない、むしろ害悪の方が大きいだろうと思っております。

独立国家としていかに自給力を高めていくかということが人口減少下において真剣に論ぜられるべきです、政府、農水省としてその方向で全力で努力をしておるということは承知をいたしております。

○山本太郎君 農家をやっている割が合わない、これじゃ食っていけないよという状況に陥るといのが、一番我が国の食料自給率であつたりとか自給力という部分に大きく影響を及ぼすんだらうと。そういう意味で、アメリカがやっているような、本当にもう大きく農家の皆さんをバックアップしていくというスタイルというのはアメリカの、アメリカの何ですかね、世界戦略という部分に私は異論はたくさんありますけれども、この食料戦略という部分に関してはまねるべき点もあるんじゃないかなというふうに思ってますね。

兵庫県養父市で、これまで資格のなかった株式会社にて農地法の特例として農地の所有を認める、その兵庫県養父市で農地を所有しようとしているのがオリックスの宮内義彦さんだ。その特例、規制緩和を推進してきた中心人物がパソナの会長でオリックス社外取締役の竹中平蔵さん、ローソンの元代表取締役で現在はサントリホールディングス社長でオリックス社外取締役の新浪剛史さん。

石破大臣、本来、中立の立場で公平公正な制度をつくるべき立場の方々なんですよ、もちろん政府の会議、政府主催の会議に参加されている方々なので。でも、そろってこれ自分たちの会社に利益が誘導されるような追求をしているんじゃないかという状況が見受けられる。皆さんオリックスの社外取締役であつたりとかというようになつたがりのある方々ですから、今名前を挙げたのは。そして、養父市でこの農業という部分に踏み出しているのはオリックス関係の株式会社なわけですから、これ明らかな利益相反なんじゃないかな、出来レースなんじゃないかなと思うんですけれども、石破大臣はいかがお考えですか。

○国務大臣(石破茂君) 私は竹中氏もよく存じておりますし、宮内氏もよく存じておりますが、それは、このような案件を審議するに当たりましては、企業の利益ということとは切り離して、両氏の持っている見識というものを私どもとして国家のために活用させていただきたいというふうに考えております。

企業の利益を実現するためにこのようなことをやっているのではありません。養父市において企業が農地を所有するということについて、それによつてどんな可能性が開けてくるか、ですから特区としてやっているわけでございます。これがもつて個々の企業というものの利益だけを増幅させて、増大をさせて、それぞれの農業者の収入が減つていくとかあるいは農地の利用が低調であるとか、そういうことであれば特区の意味をもう成しません、特区としての意味がありません。そこ

はよく私どもは、個々の企業さえ良ければとかそういうようなことにならないように見てまいりたいと思っております。

○山本太郎君 であるならば、何ですかね、政府のその中枢の会議においてこの農業の規制緩和という部分に関しても、幾ら社会実験という立場であつても、そこに関連企業が参加しているというのはこれ健全な状況なんじゃないかなというふうに思ってますけど、いかがですか。

○国務大臣(石破茂君) 健全だとは思いません。○山本太郎君 不健全と思わないならちよつと成り立たない話なんですけどね。

今回の法案には農業分野のほかに観光分野と医療分野の特例もある。観光分野といつても自家用自動車運送事業の特例ですよ、いわゆる白タクと言われるようなライドシェアですか。

兵庫県養父市は、農業分野だけでなく自家用自動車の有償運送事業、世界ではUberやリフトでも有名なライドシェア事業の提案もしていますよね。産業競争力会議のメンバーである楽天の三木谷社長は、このリフトに三億ドルを出資したというのはいま皆さん御存じだと思います。そして、自ら役員にも就任していると。この三木谷さんが代表理事を務める新経済連盟が自家用ライドシェアの拡大を提案している。この自家用ライドシェアの提案は兵庫県養父市だけでなく、京都の京丹後市、秋田県の仙北市も提案していた。

今回の法案ではちよつと風当たり強過ぎるなどという話になって、正面切つてのライドシェアというのはいちよつと避けられた形なんですとかね、ちよつと妥協の産物的に盛り込まれたといいますが、過疎地等という言葉が入ったんですよ。これが続いて、過疎地等での自家用有償観光旅客等運送事業になったわけですが、この過疎地等とは等というのとは内容を含んでいるものなのかというのをこれ説明できる方についていらっしゃいますか。

○政府参考人(佐々木基君) これは、いわゆる公

公共交通機関が不足しておつて、いわゆるその地域住民の方とか、あるいは今回の場合ですと観光の方々が交通の面で不便を来す、そういう地域だというふうに向つているところでございます。

○山本太郎君 観光客の方々とかというのを等に含めているということ。——えつ、何ですか、ごめんなさい、ちよつと聞き取れなかった。済みません、もう一回いいですか。

○政府参考人(佐々木基君) 公共交通機関が不足しておつて、地域の方々あるいは観光客の方々が利用するときにそういった交通の便が非常に不十分なところというふうに向つているところでございます。

○山本太郎君 過疎地という部分にもちよつと係っているような部分ですよ。もつと、等といいますがその過疎地以外の部分も含まれているのかなという印象があつたんですけれども、なるほど。

今日から始まつたんですね、タクシー少ない過疎地でスマホ配車を開始して、これ京丹後。現行法でNPO法人が事前登録した住民ドライバーであれば、これ有償で運送できる事業というのが今日から開始になつた。スマホで、これUberです。から情報つながつて、もう今日から過疎地の交通対策であれば特例措置として認められているという部分なんですよ。これもつと広げたいということですよ。これ、より規制緩和を進めていきたいという形が多分今回の特区に当てはめられるという理解でいいんですかね。

ライドシェアではなくてこの過疎地等での自家用有償観光旅客等運送事業として最初から提案している自治体というのはどこなんですかね。皆さん、ライドシェアという部分で最初手を挙げたんですよ。でも、この過疎地等と付く部分において手を挙げられているというふうな自治体は元々はないんですよ。いかがでしょうか。

○政府参考人(佐々木基君) 私どもが国家戦略特区として提案を受けている中で、ライドシェアと

して提案を受けているという認識は全くござい
ません、あくまでも、やはりより便利に住民の
方々なり、あるいは今回は観光客でだけれども、
に公共交通機関が不足しているところでどうや
つてその足を提供していくかということで御提案を
全ういただいているという、そういう認識でござ
います。

○山本太郎君 いや、そんなことないでしょう。
だってこれ、養父市として京丹後市から出され
ている資料、しっかり書かれていますよ。戦略特
区の説明資料で、自家用ライドシェアの拡大と、
自家用車ライドシェアの実現へ向けてと。

そんな話聞いていないなんてことなんてないで
すよね。だって、思いっ切り求めているものは自
家用車のライドシェアという部分なんじゃないで
すか、自家用車利用の。

○政府参考人(佐々木基君) 先生のおっしゃって
いるライドシェアというのがどういうものを指す
のかということはあるんですけども、いわゆる白
タクということで利用者の安全性とかそういうも
のを損なうような形で運行するものについて、そ
れを認めていくという提案ではないと私は理解
しております。

○山本太郎君 これ、元々、何ですかね、手を挙
げたところの自治体の人たちが欲しかったものが
今この場で議論されているのかどうか、この国
家戦略特区という中で審議されているのかどうか
というのが分からないです。本当初に最初から
欲しかったものが今ここで審議されていますか
と。この提案書の中身とちよつと違うんじゃない
かなというふうに思うんです。農地取得でも
そうでしたよね、最初、養父市が求めていたもの
とはちよつと少し違う形になって与えるという形
になったと。

これ、今の時点で、じゃ、手が挙がっているとい
う認識でいいんですかね。ごめんなさい、今、
これもう既にこの国家戦略特区の今この有償旅客
の部分で手を挙げてるところはもう決まってい
るということではないんです。

○政府参考人(佐々木基君) 公共交通機関が不足
しているところについて、特に今回の場合には、
観光客についてそれを呼び込みたいという意向の
あるところはあるけれども、今回の措置、も
ちろん成立もしておりますけれども、を使っ
て、じゃ、直ちにやろうかというところにつ
いて、具体的な意向についてはこれからだとい
うに思っております。

○山本太郎君 だから、手を挙げてるところは
ないということですよ、今この時点では。そう
すよね。欲しがっているところは今ないとい
うことですよ、今ここで話し合われているこの内
容については。違います、そうですね。違うかど
うかだけお答えください。

○政府参考人(佐々木基君) いろんな手続があり
まして、制度が成立した後いろんな手続を経て、
じゃ、旅客有償運送事業をやろうかということに
なっていくわけでございますので、いずれの要望
している地域におきまして、現時点というより
は、これが成立をさせていただいた後にその具
体的な検討に入っていくということだと理解して
おります。

○山本太郎君 じゃ、現在手を挙げてるところ
はないという話ですよ。提案のない法改正を今
やろうとしているということですよ。元々、
だつて手を挙げていたところとは今違つた形でこ
れ提案されているということですよ。

○国務大臣(石破茂君) どうも私どもの説明の仕
方が悪いのかもしれないが、委員が思つてい
らっしゃるようなライドシェアというものを、い
わゆるライドシェアというものをそもそも提案し
てきたところはないというふうに認識をいたして
おります。

今回は、過疎地等において実際にそういうよう
な交通機関がないところにおいてこのような手
当てをやるということなのであって、いわゆる白
タクとかあるいはライドシェアとか、そういうも
のを企画して手を挙げたところは今のところな
いのでありますし、本委員会が委員各位に御議論を

いただいたのは、まさしくそういうような過疎地
等においてというふうなものについて認めるか認
めないかということを経長時間掛けて御議論を賜
っていると私は認識をいたしております。

○山本太郎君 過疎地においては、もう既に今あ
るルールの中で特例を認められればそれは使える
ということでもクリアできているわけですよ。で
も、そこよりも一歩進んだという部分を求められ
ているわけですよ、皆さんは。利用者目線の運
送ルール等を、そうですね、区域会議で利用者
目線の運送ルール、欲しいものを見極めてライド
シェアの拡大を図っていききたいという先の目標は
あるんじゃないですか、でも、ないんですか。

○国務大臣(石破茂君) そのような先の目標を
持つてこのような提案をしているわけではござい
ません。それはそれ、これはこれで、別のものを
御議論いただいているということが私の認識で
す。

○山本太郎君 それぞれの、先ほど名前挙げた二
つの自治体の提案書の中はそれ期待されています
よ。区域会議を導入することで利用者目線の運
送ルール等を決定し、自家用ライドシェアの拡大を
図ると、元々そういう心積もりでこの人たちは最
初に手を挙げたんじゃないですか、そのような資
料がありますけど。

○国務大臣(石破茂君) それは、利用者目線とい
うのはお客様の目線ということであつて、事業者
目線ということを申し上げているのではありません。

○山本太郎君 利用者目線ということ、今の
ルールの中では、要は特例では、その過疎地域内
であつたりとか足になるよというふうなことはで
きるけれども、それ以上のもの、例えば観光客の
人がやってきたりとかということになつたら、そ
の過疎地域内だけ、その周辺だけではやつぱり成
り立たないですものね。そこからやつぱりエリア
を拡大していくということにならなきゃ話になら
ないですものね、ということですよ。拡大して
いく、お客様目線、お客様が求めているものは何

だと考えたときに、お客様が求めていることじゃ
ないとは仕事にならないわけですから、商売に
ならないわけだから、拡大していくということ
を求められていると思うんですよ、この方々は。

○国務大臣(石破茂君) いや、それはいろんな御
想像はおありかと思いますが、仮に今回これをお
認めいただいたとしても、お客様が求めている
から、行政区域を離れて、営業区域を離れて、今
回の営業という概念でくくられるわけではあり
ませんが、もうどこまでも行ってもいいとか、そ
ういうことをやっているわけではございません。

お客様目線というのは、お客様の視点というの
は、その地域において本場にそういうタクシー
等々ないね、しかし、そういうところはよそから
お客様も呼びたいねと、そういう方々のそうい
うような御要望に応じてということなのであつ
て、それは、委員がいろんな世界を御想像なさる
のはそれは委員の御見識でございますが、そう
いうことを私どもは求めているわけではござい
ませんし、提案者もそういうようなことを言
っているわけではございません。それはそれ、これはこれ
です。

○山本太郎君 その過疎地域において電車が一時
間に一本、分らないですよ、一時間に一本来れ
ば早い方かもしれないですよ、もつと来ない
ところあるかもしれない。例えば、電車通つてい
たとして、その最寄り駅、たまたま電車がなかつた
としたら、もうちよつと、じゃ、電車が通つて
ような駅まで行きたいとかというのは、これお客
さん目線になつていくんじゃないですか、普通
に。その周辺、その十キロ範囲内だけの移動で
いうふうに使われるとしたら、これ、お客様
目線にならないですよ。例えば、最寄り駅に降
り着いて、そこから観光して、帰ろうと思つて
も帰りのアクセスが悪い、電車の乗り継ぎが悪
いと、だとしたら、その近くのもうちよつと大
きな駅まで乗せてほしいとかというふうな要
望が生まれるのがお客様目線だと思つて
います。

個人の携帯電話番号やクレジットカード番号などをビジネスで最大限に活用したいという話だと思っただけでも、個人情報保護委員会は、個人情報保護法の政令で、個人の携帯電話番号、クレジットカード番号、メールアドレス、アカウントなどの会員制IDなどを個人識別符号、個人情報とするのかしないのか、今どんな議論がなされているのか、政令を決定する前はパブリックをやっていただけなんですかというのを教えてください。

ですから、このようなことは国民のためにやっているのであつて、企業のためにやっているわけではございません。そういうふうにおつしやるのであるとするならば、何が利益相反であるのか、何が彼らの個人的な利益を実現をし、国民の利益を損なっているのかという点について御指摘を賜りたいと思います。私はそのようには考えており

しかし、今制度では、外国人観光客だけでなく、住民も含めて誰でも運送できるほか、第二種の運転免許の取得が義務化されていません。このため、タクシ一等と比べると、安全教育の面で問題があり、事故などの危険性が高まる可能性があります。さらに、今制度はライドシェアの解禁につながる可能性もあり、地域の公共交通を支えるバス、タクシ一等を更に衰退させる懸念があります。

次に、本法案は、担い手不足や耕作放棄地等の農解消を図るため、特区において株式会社による農

企業による農地所有は、耕作者の地位の安定を否定し、農地制度を根幹から覆すものです。質疑の中でも、国内外の企業にも農地の所有権を与えた場合、農地の荒廃、転用の懸念は払拭されていません。企業の農地所有の自由化は、農業、農村に新たなもうけの場を広げたい財界の年来の要求です。五年間の時限措置をてこに全面的に広げようとするもので、断じて許せません。

第二は、道路運送法の特例です。

いわゆるライドシェアは白タク行為として禁止されています。本法案は、現行の自家用有償旅客運送制度を拡充して、ライドシェア推進者の要求に応えようとするものです。外国人観光客の受入れのためと言いますが、事実上、誰でも運送の対象となります。また、運送区域も、地域住民が参加する運営協議会の合意は不要となり、国家戦略特区の区域会議で決めることができます。参入のハードルは低くなり、白タク行為がしやすくなります。

第三は、運用拡大による規制緩和です。革新的医療機器の開発を促進するとして、特区内の臨床研究中核病院に対する医薬品医療機器総合機構の職員による出張相談の制度をつくらせています。医療技術の迅速な開発を優先すれば安全性がおろそかになりかねません。

外国人観光客の来日促進に対応するとして、出入国手続への民間委託化を拡大することには反対です。外国人の入国を認めるか否かは国家の主権の行使に属するものです。職員的大幅増員を行って体制を整備すべきであり、民間委託は行うべきではありません。

最後に、先ほど取り上げた大阪府の提案では、特区内においては、認可保育所の設置、運用に係る全ての要素について、自治体の判断と責任で決定できるようにしたいとされていますが、子供が亡くなれば誰にも責任を負うことはできません。子供の安全や発達に関わる基準を特区を利用して緩和することなどあつてはならないことを強く述べて、反対討論を終わります。

○山本太郎君 私は、生活の党と山本太郎となかまたちを代表し、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。今回の改正案は、農業分野、観光分野、医療分野で規制緩和、特例をつくるものですが、特に、農業分野で兵庫県養父市を特区として、従来の農地所有資格法人の要件を満たしていない株式会社等に農地所有を認めるものとなっています。本委員会に参考人としてお招きした東京大学の

鈴木宣弘先生は、私の理解では、国家戦略特区は岩盤規制に穴を開ける突破口だというふうに定義されていると思います。端的に申し上げれば、特区は政権と近い一部の企業経営陣の皆さんが利益を増やせるルールを広げる突破口をつくるのが目的ですから、地方創生とは直接結び付いていないと思います。むしろ、地方創生には逆行しますとおっしゃいました。

実際に、兵庫県養父市で今回の特例によって農地を所有しようとしているのは、規制改革・民間開放推進会議議長等で規制緩和を推進したあの宮内義彦さん率いるオリックスグループの株式会社です。そして、現在の産業競争力会議で今回の農地法の特例を推進したのが、パソナ会長の竹中平蔵さんとローソン元代表取締役、現在はサントリーホールディングス社長の新浪剛史さん。実は、竹中さんと新浪さんはお二人共にオリックスの社外取締役だそうなんです。もうちょっと隠してみるところのしおらしさもないのかと、みんなオリックスじゃないかということ、完全な出来レース、利益相反だと思つてしまっています。

観光分野、自家用自動車有償運送事業、ライドシェアを産業競争力会議のメンバーで推進する楽天の三木谷浩史社長も、ライドシェア事業の世界大手の一つリフトに三億ドル出資し、自ら役員に就任しています。これも利益相反で、許されることではありません。

参考人の鈴木宣弘先生は、食料自給率について、アメリカのブッシュ前大統領は、食料自給できない国を想像できるか、それは国際的圧力と危険にさらされている国だと演説し、アメリカの大学では、標的は日本だ、日本人の直接食べる食料だけでなく、畜産の餌穀物を全部アメリカが供給すれば日本人が完全にコントロールできると言つて、アメリカはお米一俵四千万円で輸出しています。一俵一万二千万との差額の九割は全部政府が払つて、そして生産と輸出を振興していると、これが食料戦略というものでと言われました。そのブッシュ前大統領、つい先日来日をし、五

月十八日、女性のための予防医療シンポジウムに出席、シンポジウムの主催者である米国メルク社の日本人MSD社が販売する子宮頸がんワクチン接種の勧奨再開のために日米共に関わなければならないとスピーチしました。

これは、食料戦略とともに、アメリカの日本に対するワクチン戦略ではないでしょうか。子宮頸がんワクチンは、日本と海外ではウィルスの型の頻度が違い、副反応についても差がある可能性があるもので、国内臨床試験を省略することがあつてはなりません。今回の法改正には医療機器の開発迅速化が盛り込まれていますが、慎重に検討する必要があります。

今回の国家戦略特区によって、鈴木宣弘先生が言われた、今だけ、金だけ、自分だけの三だけ主義者である企業経営者たちに、日本の農業、医療など国民の命を守る大切な仕事を彼らの思いどおりに、金もうけのツールにさせるわけにはいかないということを強く申し上げて、私の反対討論といたします。

○委員長(神本美恵子君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(神本美恵子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、相原さんから発言を求められておりますので、これを許します。相原久美子さん。

○相原久美子君 私は、ただいま可決されました国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民進党・新緑風会、公明党及びおおさか維新の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 法人農地取得事業の実施に当たっては、この制度の全国展開及び実施期間の延長を前提としないこと。また、本法に基づく対象地域を検討するに当たっては、当該地域の農業経営及び農地の利用状況等について慎重に検討すること。

二 株式会社等の農地所有を認めるに当たっては、当該農地等が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう十分に配慮すること。また、近隣農家等の懸念・不安の払拭に努めること。

三 株式会社等の農地所有を認めた後、農地の利用状況等についての確に監視するよう地方公共団体を指導するとともに、目的外使用等を理由に農地等の所有権を特定地方公共団体に移転するに当たっては、当該地方公共団体は住民の負担を軽減するよう努め、売買による場合においては適切な価格で取得するなど、当該地方公共団体の住民に必要な以上の負担とならないよう配慮すること。

四 国家戦略特別区域自家用有償観光客等運送事業については、公共交通であるバス・タクシー等が極端に不足している地域における観光客等の移動の利便性の確保が目的であることから、既存の一般旅客自動車運送事業で対応可能な場合はこれを認めないこと。また、同制度の全国での実施や、いわゆる「ライドシェア」の導入は認めないこと。

五 自家用自動車による有償運送において、観光客等を対象にする場合には、運転手に第二種運転免許の取得者を充てるなど、タクシー事業者等に準じた安全対策を講ずること。

六 自家用有償旅客運送はあくまで特例であることに鑑み、公共交通を維持・発展させるために、バス・タクシー等の一般旅客自動車運送事業の振興や、それらへの公的補助、業務

委託など、バス・タクシーの活用についても併せて取り組むこと。

七、国家戦略特別区域処方箋薬利遠隔指導事業の実施に当たっては、離島や過疎地など、対面での服薬指導が困難な地域に限定し、全国展開を前提としないこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(神本美恵子君) ただいま相原さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(神本美恵子君) 多数と認めます。よって、相原さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、石破内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。石破内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(石破茂君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(神本美恵子君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(神本美恵子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時六分散会

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、保育の拡充等に関する請願(第一七九四号)(第一七九五号)(第一七九六号)(第一七九七号)(第一七九八号)(第一七九九号)

一、物価高騰をもたらし経済政策をやめること

に関する請願(第一八〇〇号)(第一八〇一号)(第一八〇二号)(第一八〇三号)(第一八〇四号)

一、一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願(第一九一一号)(第一九一二号)(第一九一三号)(第一九一四号)(第一九一五号)(第一九一六号)(第一九一七号)(第一九一八号)(第一九一九号)(第一九二〇号)

第一七九四号 平成二十八年五月九日受理
保育の拡充等に関する請願

請願者 石川県金沢市 中村美和 外八十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一七九五号 平成二十八年五月九日受理
保育の拡充等に関する請願

請願者 北海道深川市 日野戸康代 外八十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一七九六号 平成二十八年五月九日受理
保育の拡充等に関する請願

請願者 東京都青梅市 金子静枝 外八十四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一七九七号 平成二十八年五月九日受理
保育の拡充等に関する請願

請願者 山梨県甲府市 佐野豊子 外八十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一七九八号 平成二十八年五月九日受理
保育の拡充等に関する請願

請願者 山梨県甲府市 樋口米子 外九十

請願者 東京都世田谷区 高木幸代 外八十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一七九九号 平成二十八年五月九日受理
保育の拡充等に関する請願

請願者 高知市 崎山ひろ 外八十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一八〇〇号 平成二十八年五月九日受理
物価高騰をもたらし経済政策をやめることに関する請願

請願者 石川県金沢市 中村美和 外九十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第一八〇一号 平成二十八年五月九日受理
物価高騰をもたらし経済政策をやめることに関する請願

請願者 北海道北見市 信太良子 外九十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第一八〇二号 平成二十八年五月九日受理
物価高騰をもたらし経済政策をやめることに関する請願

請願者 東京都荒川区 二ツ森範子 外九十三名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第一八〇三号 平成二十八年五月九日受理
物価高騰をもたらし経済政策をやめることに関する請願

請願者 山梨県甲府市 樋口米子 外九十

三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第一八〇四号 平成二十八年五月九日受理
物価高騰をもたらし経済政策をやめることに関する請願

請願者 東京都大田区 宮里恵美子 外九十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第一九一一号 平成二十八年五月十一日受理
一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願

請願者 東京都杉並区 谷季美恵 外七百九十九名

紹介議員 石橋 通宏君

てんかんはあらゆる年齢で発病する脳の病気であり、全国に約百万人の患者がいる。早期診断・治療により、七〇%以上の人が発作のない生活を送ることができる。てんかん発作には、一瞬手足がピクンとしたり短時間ぼんやりするだけの小さなものから全身けいれんまで様々な症状がある。また、不安や鬱、行動障害などの合併障害、医療、生活、学校や仕事の問題など、発作以上にてんかんのある人に深刻な悩みをもたらすことがある。二〇一一年の交通事故報道以降、てんかんをいじめや解雇など不利益事例が報告され、てんかんに対する正しい理解と多様な支援が求められている。

ついでには、てんかんのある人とその家族が安心して暮らせる社会の実現のため、また、二〇一三年に自動車運転に関する二つの法律が成立したときの附帯決議の実現を求め、次の措置を採られた

一、交通に関しては、

1 自治体による通院交通費の補助制度について

て、全国で取り組めるよう周知すること。

2 家族の送迎、同伴者(介助者)に対する交通運賃の減額制度や、タクシードライバの配布なども、自治体福祉施策の好事例として全国に周知すること。

3 一定の病気等に係る交通事故の発生状況等を科学的に分析・研究し、諸外国の実施状況も参考にし、最新の医学が反映されるよう運転適性運用基準の見直しに向けた検討を進めること。

二、医療に関しては、

1 学会や非営利の民間団体等が医薬品を搬送する際には、緊急車両指定などの必要な手続を優先的に行うこと。

第一九一二号 平成二十八年五月十一日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願

請願者 大分市 小代徳子 外八百九十九名

紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第一九一三号 平成二十八年五月十一日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願

請願者 東京都足立区 眞鍋維建 外七百九十九名

紹介議員 山本 太郎君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第一九一四号 平成二十八年五月十一日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願

請願者 東京都杉並区 鈴木幸代 外八百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第一九一五号 平成二十八年五月十一日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願

請願者 福岡県糟屋郡新宮町 友納優子 外七百九十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第一九一六号 平成二十八年五月十一日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願

請願者 岡山市 山本愛子 外八百六十二名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第一九一七号 平成二十八年五月十一日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願

請願者 東京都豊島区 鈴木理恵 外八百二十九名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第二〇〇二号 平成二十八年五月十二日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願

請願者 岐阜市 栗本義盛 外八百十九名

紹介議員 小見山幸治君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

第二〇五二号 平成二十八年五月十二日受理

一定の病気等に係る運転適性運用基準の見直し等に関する請願

請願者 京都市 山口菊美 外七百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一九一一号と同じである。

平成二十八年六月十日印刷

平成二十八年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

U